

北一輝の「変説」——中国革命を手がかりに

萩原稔

目次

- 序章 「世界革命」と中国革命
- 一 北一輝と辛亥革命——宗教仁との関係を中心に
  - 二 「第二革命」の論理——「東洋的共和政」
  - 三 「東洋的共和政」の変容
  - 四 「変説」の背景
  - 五 「世界革命」の変容
- 終章 「変説」の意味するもの
- 序章 「世界革命」と中国革命

「……東洋各国の君主専制政体は、数千年を経てもいまだに一変したものはない。今諸君がこの志を持っているこ

北一輝の「変説」——中国革命を手がかりに

同志社法学 五五巻四号

三三（一〇八五）

とを僕は希望してやまない。僕はただ世界革命を願っている、ゆえにまず支那に望みをかけなければならないのである<sup>(1)</sup>。

右の言葉は、一九〇六年十二月二日、東京で開かれた中国革命同盟会(以下「同盟会」)の機関誌『民報』創刊一周年記念大会において、演壇に立ったひとりの日本人が語った言葉である。この人物こそ、同年五月に大著『国体論および純正社会主義』(以下『国体論』)を公刊し、天皇中心の国体を鼓吹する「国体論」イデオロギーを真っ向から攻撃するとともに、日本の社会主義革命の必要性を説いて明治国家を鋭く批判した北一輝(一八八三—一九三七、本名は北輝次郎)であった。北が『国体論』の発禁処分を受けたあと、まもなく宮崎滔天の主宰する革命評論社に加盟し、さらに同盟会にも名を連ねるなど、日本の革命から中国の革命へと転じていったことはよく知られているところであるが、北がその理由として中国革命に「世界革命」への一段階としての意味づけをあたえていることは注目に値しよう。

もつとも、彼が加盟していた革命評論社の同人の多くも、たびたび「世界革命」の一環としての中国革命という表現を好んで使っていた。たとえば『革命評論』創刊号(一九〇六年九月)において、滔天はロシア・中国に加えてキューバ、東欧、ビルマ、インド、エジプトなどにおける革命運動の勃興を評して、「誰か二十世紀を以て世界革命の一期にあらずと云ふ者ぞ」と述べている<sup>(2)</sup>。だが、北は彼らと出会う以前からすでに『国体論』のなかで、明言はしていないものの「世界革命」の必要性をほのめかしている。では北のイメージした「世界革命」とは、はたしていかなるものであったのだろうか。

しばしば言及されているように、北は日露戦争に際して開戦論を説いており、非戦論を唱えた他の社会主義者とは一線を画している。その背景にあったのが、現今最大の「社会」である「国家」の役割を強調する北流「社会主義」——のちに「純正社会主義」と称する——の理論であった。<sup>3</sup> あくまで国家の独立がなければ社会主義の実現はない、というのが北の信念だった。とはいえ、これはいわゆる「一国社会主義」を意味するものではない。日本一国だけで社会主義を実現したとしても、労働者を搾取することによって生産力を高めている資本主義国の経済力に簡単に太刀打ちできるものではないと考えた北は、「外国に於ける……資本家的産業の存在は社会主義の実現されたる国家の産業に妨害たるべきが故に、茲に社会主義の万国国際大同盟の運動あるなり」として、全世界的な社会主義の実現に期待をかけており、さらにその先には「全人類の世界的国家」<sup>4</sup> という理想郷も思い描いていたのであった。もともと北は、「社会主義の実現されたる当座の近き時代に於ては……利害の全然一致すべきことは想像し得べからず」<sup>5</sup> と考えており、世界各国における社会主義革命の成功が即座に世界国家の実現へとつながるものではないという慎重な態度をしめしていた。それゆえに北は、最終的な理想にいたる前段階として、すべての国家が互いの独立を認め合いながら平和的に共存しつつ、国家間の利害の対立を「連邦議会の議決」によって解決するという「世界連邦」の樹立を提唱したのであった。

「社会主義の世界連邦国は……自国の独立を脅かす者を排除すると共に、他の国家の上に自家の同化作用を強力によりて行はんとする侵略を許容せず」<sup>7</sup>。

北がこのような主張を展開するうえで大きな影響をうけたのが、『国体論』執筆直前に受容した「進化論」であっ

た。社会主義の実現を「歴史的進行の必然なる到達」<sup>(8)</sup>と述べ、「社会主義が若し生存競争説と背馳するならば誠に非科学的の空想に過ぎ」<sup>(9)</sup>ないと断ずるほどに「科学」としての進化論に傾倒していた北は、個体としての人間が進化するのみならず、その人間によって構成される社会、あるいは社会の一形態である国家にも進化の法則が適用されると考えていた。その結果「現今の地理的に限定されたる社会、即ち国家を以て永久に生存競争の単位とな……るかのごとく断ずるに至つては万有を靜的に考ふる者として愈々以て進化論の思想と背馳す」<sup>(10)</sup>という国家を相対化する視点を持つにいたつたのである。もつとも、二十世紀初頭の世界は、他国を併呑し抑圧することによって自国の規模の拡大を図る「帝国主義」の時代であつた。これもまた国家の進化のひとつのかたちであり、それゆえに北は「帝国主義を以て歴史上社会進化の最も力ありし道程たることを強烈に認識す」としてその一定の意義を認める。<sup>(11)</sup>さらに「国家の權威を主張する国家主義の進化を承けずしては万国の自由平等を基礎する世界連邦の社会主義なし」<sup>(12)</sup>と語り、あくまで国家の独立が維持されることこそすべての大前提であるとしたのであつた。

とはいえ、この進化論信奉者は、「害用せられたる国家の独立は戦慄すべき無数の罪惡を敢てす」<sup>(13)</sup>という「帝国主義」の現実をそのままに見過ごすこともできなかつた。ゆえに北は「世界革命」の実践計画について語りだす。もつとも「現実理想の階級にして現実の社会国家に脚を立てずして理想の到達は断じて不可能」<sup>(14)</sup>であることを認識していた北は、一足飛びに「世界国家」の理想を追求するのではなく、まずは「現実の社会国家」の変革、具体的にいえば日本の「純正社会主義」革命を第一の目標として設定した。そしてその革命によって新たに生まれ変わった日本に、「支那朝鮮の蹂躪しつゝ、あるを断々として止めしめざるべからず」<sup>(15)</sup>、すなわち中国・朝鮮両国の独立を尊重するこ

とを求めたのである。この底流には、中朝两国と連帯することによって現実に存在する西洋列強の脅威を防圧しなければならぬという、日露開戦論以来のアジア連帯の発想が存在していた。もつとも『国体論』においては「アジア」対「西洋」の図式を単純に固定化するものではなく、あくまで西洋諸国をもそのなかに包含する世界連邦の礎としてアジアの連帯をとらえていたことは注意しておきたい。<sup>16</sup>「社会主義は……国家を厳肅に承認して更にこの国家の連合によりて理想的独立に發展せんとする大国家主義なり」<sup>17</sup>。北は「純正社会主義」革命が世界各地で実現すれば、それぞれ地理的に近接した国家間の連合がすすんでいき、最終的には世界連邦、そして世界国家の誕生をもたらすと信じたのである。<sup>18</sup>これがまさに北の意図した「世界革命」であった。

だが、その手がかりとして位置づけた日本の「純正社会主義」革命は、『国体論』の発禁処分によってひとつの壁に直面する。北はこの処分に対して「堂々たる丈夫の戦闘にあらず大奥女中の行ふ暗殺」<sup>19</sup>のようなものであると述べ、少しばかりの強がりをにじませながらも思想そのものの有効性は何も変わりはないと自負している。しかし、明治憲法の「読みやぶり」を通じて「国体論」イデオロギーの迷信性を指弾し、<sup>20</sup>あわせて普通選挙に基づく「議会革命」を説いていた北にとって、著書の発禁処分は革命の主体である一般国民への「啓蒙」の機会が閉ざされたものと感じられたに違いない（ちなみに、『国体論』第五編のタイトルは「社会主義の啓蒙運動」である）。さらに当時の日本が「今日まで進化し而して階級闘争の優劣を表白するに投票の方法を以てするに至」<sup>21</sup>ったと考えていた北にしてみれば、直接行動による武力革命は進化の法則にも反しており、また当時の社会主義勢力の脆弱さを考えればまったくの愚策であった。<sup>22</sup>こうして日本の革命の難しさを痛感させられた北は、革命評論社からの誘いを契機として中国革命

への認識を深め、日本でできなかった「純正社会主義」革命を中国で実現させ、「世界革命」への手がかりを築こうと決意したのである。

さて、こののち十三年の長きにわたり中国革命に関与し続けた北は、一九一九年に上海で『国家改造案原理大綱』（のちに一部改変して『日本改造法案大綱』と改題、以下『改造法案』）を執筆して日本の「国家改造」を計画することになる。そして日本帰国後は法華経への信仰を深めつつ、右翼運動において隠然たる存在感を漂わせていくことになる。「世界革命」を標榜する「社会主義」者から、「右翼の黒幕」へ——このような変化の背景に、中国革命の経験が大きく左右していたことは間違いあるまい。ではその経験とは具体的にいかなるものであったのか。それを検討する手がかりとなるのが、北が中国革命について直接論じた『支那革命外史』（一九一五—一六年、以下『外史』）である。この書物は「故矢野竜溪君から、当時の外相石井菊次郎氏及大隈首相が（中国）革命の事情が判らないので話せと謂ふ事でありましたので、印刷物とした<sup>23</sup>」という北の回想にあらわれているように、日本の政府当局者に対して中国革命の理解を呼びかけるために書かれた、いわば「献言」ないし「提言」ともいべき性格を持っていた。

中国革命という隣国の激変に際し、様々な意見が百花繚乱の如く論壇を賑わせたにもかかわらず、いまだに確固たる対中国政策を打ち出せない日本の現状について、北は『外史』の書き出しで以下のように慨嘆している。

「支那革命党および革命の支那に関する真の理解は日本の政府と国民に取りて誠に切迫せる必要となれるが如し……是等に関して正当なる解釈を渴望しながら未だ一の価値ある論及に接せざることは、東洋の盟主を自認し支那の指導者を以て居らんとする日本人の誇と矛盾する甚だしきものに非ずや<sup>24</sup>」。

そして自分こそ「正当なる解釈」「価値ある論及」を提示できるという自負心のもと、中国革命の実態について独自の分析を行い、今後の中国革命の展開を予測するとともに、日本のとるべき対中国政策を積極的に提唱していったのである。

だが、そのような北の思惑とは裏腹に、この書物の中身には覆いがたい「変説」が存在している。北は一九一五年十一月から十二月にかけて『外史』の前半部を執筆し、一時執筆を中断してそれをとりあえず各方面に頒布したのち、翌一九一六年四月から五月にかけてあらためて後半部を執筆している。<sup>(25)</sup>ところが、このわずか数ヶ月ほどのあいだに、その言説はドラスティックな変容を見せているのである。特にこの点を敏感に感じ取った人物が、大正デモクラシーの旗手として著名な吉野作造であった。吉野もまた中国革命に深い関心を寄せており、北から「大正四（一九一五）年稿本（『外史』前半部）の寄贈を受けて感激し一日著者を青山の仮寓に訪うて更に教を乞うたこともある」<sup>(26)</sup>ほど北の意見に感銘を受けていたのであるが、その翌年に執筆された『外史』後半部については同意しかねるものがあったようである。

「北君の意見書（『外史』）の後半には全然承服し難い点がある。けれども其前半の支那革命党の意気を論ずるの数章に至つては恐らく此同種類中北君の書を以て白眉とすべきであらう」<sup>(27)</sup>。

「先般出した支那革命及日本外交革命（『外史』の原題）は前半は非常に立派なもので近来の名著と思つたので国家学会雑誌で批評しようと思つたが、後半が私と意見が違つて居りますので差控えました」<sup>(28)</sup>。

『外史』という書物に内在する「変説」——これは吉野にとって受け入れがたい代物であった。この違和感ゆえに

吉野は北から距離を置き、ついには「あの『支那革命外史』というのは、北が創作した講談さ」とまで言い切ってしまうことになる。これほどまでに吉野を遠ざけてしまった『外史』の「変説」とは、はたしていかなるものであったのだろうか。そしてそれは『外史』以降の北の思想にどのような影響をもたらしたのだろうか。それを解明する手がかりとして、実際の革命に参加していく過程で培われていった北の中国革命観を検討していくこと——以上が本稿の主な課題となる。

### 一 北一輝と辛亥革命——宋教仁との関係を中心に

さて、中国革命にかかわりを持つようになった北は、その過程で多くの中国人革命家と知り合うことになる。そのなかで北がもっとも大きな期待をかけ、「盟友」としての交わりを結んだのが、北の一歳年上であり、若年ながら同盟会のなかでもその才能を高く評価されていた宋教仁であった。宋とはじめて会ったときの印象を、北は『外史』で以下のように回想している。

「(明治)四十年(一九〇七年)夏……張(中国人革命家のひとり、張継)君に導かれて来訪せる彼は交を重ぬるに従ひて其組織的頭脳と蘇張(戦国時代の縦横家、蘇秦・張儀)的才幹の誠に歎賞すべきものを具備したりき。

彼は冷頭不惑の国家主義者にして生れ乍らに有する立法的素質は其の集団を組織するの任に当りたりき<sup>30)</sup>。まさに絶賛というべきであろう。さらに別の箇所では、「不肖が彼に相容すべしとしたる一事は……彼の多策にあらず学識にあらず弁論文章にあらず。一に只彼が一貫動かざる剛毅誠烈の愛国者なりといふことのみ<sup>31)</sup>」と語ってお

り、北が宋の「国家主義者」「愛国者」という側面に対して特に高い評価を与えていることがわかる。ここで、北がみずからの理想とする「社会主義」を実現していくうえで、「国家主義」を重視していたことをあらためて想起する必要がある。それを示すのが、『国体論』における国家の性格——彼いうところの「国体」をめぐる独自の主張である。北は国民一人ひとりが「国家主義」に覚醒し、国家の重要性を認識することによって、君主や一部の権力者が自分の利益のために国家を恣意的に動かす「家長国」から、すべての国民が国家の目的と利益のために行動する「公民国家」へと「国体」が進化すると考えていた。北の見解によれば、西洋諸国は近代に入っていないけれども「公民国家」に進化しており、明治維新以降の日本も、君主である天皇は国家の定めた憲法の条項に従いつつ国家の一機関としての役割を果たしているとして、「家長国」から「公民国家」にまで進化したものとみなしている。よって北は明治維新を「維新革命」と呼んでその意義を称揚したのである。しかし実際には、一部の特権階級が「国体論」イデオロギーのもとに天皇の神聖性を強調し、それを自己の権力の正当性を保障するものとして利用するなど、国家の利益よりも自己の利益に固執し、明治憲法にあらわれた公民国家の理想をないがしろにしている。

「日清戦争に勝ち日露戦争に勝ち、利益線の膨張、貿易圏の拡大が無数に存在する経済的家長君主（地主、資本家などを指す）の強大を加ふるとも、其れによりて国民と国家とが強大なりや否やは全く問題を異にす……経済的専制君主等は強大なるべし。而しながら大日本帝国は斯くても強大の国家か」<sup>(32)</sup>。

この状況を打破するため、北は再び日本国民の「国家主義」を覚醒させ、そのエネルギーをもとに議会を通じて「第二革命」——「純正社会主義」革命を起こし、特権階級の専横を打破して真の国民の平等を実現しなければなら

ないと説いたのである。ひるがえって清朝統治下の中国を見れば、「君主は決して国家の目的と利益とのために存する最高機関にあらず、統治権は国家の権利にあらず君主の所有権として官職を自己の利益の為に売買し、国土及び人民は君主の目的の為に存する、全く進化の程度を異にする別種の国体<sup>35</sup>」、いわゆる「家長国」の段階にとどまるものである。ここから北の目標とする「純正社会主義」を実現させるには、まず中国を「公民国家」へと進化させる「第一革命」が必要となる。ゆえに、中国革命の原動力もまた「国家主義」に置かれるべきであるというのが北の力説したところであった。

では、北が評価した宋の「国家主義」の中身はいかなるものだったのだろうか。宋が中国の現状について何よりも憂えていたのが、列強の侵略によって中国が「瓜分」されてしまいかねないという問題であった。もし中国が弱国のままであれば、アメリカやイギリスが中核をなす「経済的侵略派」と日本・ロシアを中心とする「武力的侵略派」の角逐のなかで、「第二のポーランド問題が東方において再現<sup>34</sup>」し、結果として独立を失うことにもなりかねない。これを防ぐには、腐敗しきつた満州族の清朝を打倒し、新たな体制のもとで一日も早く中国の強国化を図らなければならない、という考えのもと、宋は中国の歴史的栄光を説いて一般民衆を鼓舞するとともに、「中国は漢族の中国である<sup>36</sup>」という漢民族中心のスローガンを掲げ、漢民族が多数を占める中国人の国家意識、そして民族意識の高揚に努めたのである。また一九〇八年前後に起こった間島地方をめぐる日本と清朝の領有権争いに際しては、当地が中国の領土であることを論証する文章を執筆し、それを清朝政府に送付してまでも、あくまで中国の領土保全にこだわる姿勢を貫いた。<sup>37</sup>すなわち、当時の半亡国ともいべき中国の現状のなかで、中国の独立と統一を維持し、漢民族の復興

を果たすことこそ宋が全力を傾けていた課題であつて、北が『国体論』で示したような「国家」を相対化する視点を有していたというわけではない。とはいへ、宋は単なる排外主義者ではなく、「革命は外国の承認を得られなければ、その目的を完成することができない」という考えのもと、「革命は迅速かつ短期間で行う」べきであると述べるなど、<sup>(38)</sup>列強の動向を視野に入れつつこれを利用しようという冷静な情勢判断ができる人物でもあつた。このような点もふまえて北は宋を「冷頭不惑」といった表現で高く評価し、中国革命の指導者としての資質を見出していつたのである。

さて、辛亥革命が勃発すると、北は宋の招きを受けて中国に渡り、宋と行動をとめることになる。そのさいに北は日本の友人に送つた書簡で「宋兄の大局を見るの明と事々實際的なる、到底生等の及ぶ所にあらず、十年の討究熟慮茲に彼の遠謀を見るを得たる、快と云へば快、只々敬服の至りに候」と記すなど、手放して宋の指導者ぶりを賞賛している。北の得意たるや想像に難くない。その一方で、北は中国革命の中心人物と目されていた孫文に対しては厳しい批判の目を向けている。革命勃発当時アメリカに滞在していた孫がただちに帰国しなかつたことを指して「孫君の愚なる何ぞ甚しきやと申度候」と罵倒し、孫と交友のあつた内田良平への書簡においても「孫逸仙の如きは、内地には全くの無勢力の由、聞きて驚入候」と遠慮なく指摘している。このような孫文批判の背景には、北の目からみて孫の「国家主義」が不十分なものであるという認識があつた。「革命とは疑ひなき一国内に於ける内乱にして、正邪孰れが援けらるゝにせよ内乱に対して外国の援助とは則ち明白なる干渉」である以上、「米国の独立運動の如く外国の援助を願望する」という孫文の態度はあきらかに「国家主義」革命の指導者にはふさわしくないものであつた。

ゆえに、日本でもその名を広く知られていた孫文を痛烈に攻撃し、それと対照させるかたちで宋教仁を称揚することによって、実際の中国革命が宋教仁ら「国家主義」を強調する人々によって担われていることを内田らに——ひいては内田がつながりを持つ日本政府の有力者に——印象付けようとする意図が北にはあったものと思われる。もっとも、北は同盟会加入当時から孫と肌合いがあわなかつたようであり、一九〇七年に起こつた同盟会の内紛に際しては、北は反孫文派の急先鋒であつた章炳麟らとともに孫の排斥を主張している。また、これとほぼ同時期、宋が孫の独善的な同盟会運営について「(孫は)平素から胸襟を開き虚心坦懐に人に対処することができず、物事を行う際も専制跋扈に近く、人に耐え難い思いをさせるところがある」と痛烈な批判の言葉を日記にしている。これらの事情もからんで、孫の行動に対する北の視線はおのずと厳しいものになつていったものと思われる。

ところが、列強の干渉を回避するために短期決戦を目指した宋の思惑とは裏腹に、実際の革命戦争は長期化しかねない様相を呈してきた。とくに北洋軍閥を率いる袁世凱の動静は、戦況を一気に変えてしまいかねない危険性をはらむものであつた。そのため革命勢力は「もし袁世凱が反正するならば、臨時大總統に推挙する」と決定する一方で、内部の結束を図るために孫文をとりあえず臨時大總統として擁立し、一九二二年一月一日に南京を首都とする「中華民国臨時政府」を設立して、イニシアチブを掌握しようとして画策したのであつた。これに関する北の動きは注目すべきものがある。北は孫文の擁立を説く宮崎滔天や張継らの動きに対し、「各省の心的中心を要むるの根本点に於て……往年の党首を以てするは正道」である<sup>(46)</sup>と賛同し、宋の説得に当たっている。そして宋の同意が得られると、「孫逸仙ヲ大總統トセルハ宋教仁張継ラノ意思……且ツ孫ノ起ツコトハ欧米ニ対シ共和制ノ信用トナリソノ承認ヲ求ムルニ便

ナリ」という電文をしるし、革命勢力の「大調和ノ統一」の実現を手放しで評価している。<sup>(47)</sup> このような北の態度は孫文に対する好悪の感情を超えたものであり、「大陸浪人」にありがちな無責任な放言をこととする態度とは、明らかに一線を画していたといえるのではないだろうか。しかし結局は、袁の実力に混乱收拾の期待をかけた列強の圧力もあり、革命勢力は最終的に清朝皇帝の退位と共和制の実施を条件として袁との妥協——いわゆる「南北和議」に踏み切らざるを得なかったのである。<sup>(48)</sup> 同年二月、清帝は退位を宣言し、三月十日には袁が北京で臨時大總統に就任、四月には孫文が正式に臨時大總統を辞任し、ここに新たに袁世凱を元首とした中華民國が発足したのであった。

この南北和議に対して、それまで革命勢力を支援してきた日本人の多くは批判的だった。たとえば内田良平は「折角今まで力を尽したのに今更袁に政權を譲るやうなことがあつては、老獪なる袁が如何なることをするか測られず、結局革命の目的を水泡に帰せしむること、なるから、この際妥協などさせてはならぬ」<sup>(49)</sup>と焦慮し、側近の葛生能久を派遣して宋の説得に当たらせている。また当時中国にいた頭山滿も「妥協など、いふことはない、そんなことを交渉してゐるとしても断じてさせるべきことではない」<sup>(50)</sup>と断固として反対という意志を表明していた。それゆえに南北和議の成立は彼らを失望させ、「大陸浪人と中国革命党人の『蜜月時代』は終わりを告げた」とさえ言われるのである。<sup>(51)</sup> しかし、北の見解は彼らとは明らかに異なるものだった。

「維新革命に於ける勝西郷の談笑の間に握手せる根本原因が、実に英仏の干渉起らんとするに顧みたる大局的行動なるを顧みよ。然らば独り日英干渉の殺到せる支那に於て福澤の『瘦我慢説』を孫逸仙に強ひんとするは何ぞ。……抑制すべからざる瘦我慢を殺して一切を袁に譲りし革命党諸氏の統一的愛国的覚醒を同様なる大局的行

動として敬重せざるを得ず」<sup>(52)</sup>。

国家の独立と統一を守るため、あえて袁との妥協に踏み切った革命勢力の決断を北は肯定的にとらえている。革命戦争を継続しても、袁をはじめとする清朝の軍事力を粉砕できる見通しはない。むしろ列強の干渉を招き、国家分裂の危機が高まるだけである。さらに付け加えるならば、『国体論』において国家領域の拡大を「進化」の過程にかなうものにとらえていた北にとって、いかなる形であれ中国の分裂はみずからの理論の破綻を意味することになる。そのため北は「支那は歴史ありて以来統一せらる」<sup>(53)</sup>といささか強弁ともいえる語り口で「統一中国」の理念を鼓吹し、内戦の回避を説いたのであった。もっともその一方で北は「理性」では南北和議がやむを得ないことを認識しつつ、「情」としては納得できないものがあつたと回顧しているように、<sup>(54)</sup>革命勢力の内部から起こった和議反対運動にもそれなりに積極的にかかわりを持つている。<sup>(55)</sup>しかし、袁の臨時大總統即位二日後の電文で「統一ハ実ニ根深深キ国民的要求」<sup>(56)</sup>であることを改めて強調した北は、この統一を守りつつ、いかにして自らの理想とする革命を実行していくかという課題に直面していくことになる。

## 二 「第二革命」の論理——「東洋的共和政」

辛亥革命によって「君主専制政体」は打倒され、中国は「公民国家」へと進化したはずであった。しかし、南北和議後に北京において成立した新体制の内実は、臨時大總統に就任した袁世凱に代表されるように、かつて清朝体制を支えていた官僚層が引き続き政治的にも経済的にも実権を握るものであった。北の目から見れば、彼らは清朝統治下

において人民を収奪し、国家のことを考えずひたすら私腹を肥やすことに熱中していた面々に過ぎず、彼らが実権を握っている以上、中華民国は名ばかりの「公民国家」にすぎないものでしかなかった。まさにこれは『国体論』で批判した日本の現況とも通じるものがある。それゆえに北は彼らこそ中国の衰退を生み出した「亡国階級」「代官階級」とも呼ぶ）であるとし、辛亥革命に続いて彼らを排除する第二革命が不可欠であると訴える。

「支那が排滿の民族的革命を求めたるは同時に袁が代表する亡国階級の根本的一掃を求むるもの。真の近代的組織有機的統一の国家を建設せんが為めの興漢革命を要求する者なればなり。一掃さるべき階級と其代表者の覆没とは、支那が積弱割亡の禍根を芟除して能く一国として存立し得るや否やを決せんが為めの革命にして……微少なる袁孫の交迭を意味せず」。

では、北はいかなるかたちで第二革命をおこなうべきだと考えたのだろうか。それを明らかにしていく手がかりとして、北の「盟友」宋教仁が第二革命についてどのようなプランを持っていたかを検討することにした。

宋は袁世凱が臨時大總統に就任してまもなく、北に対して「今日までの革命は余に取りて始めより失敗の革命なり」と述べるなど、中国革命がいまだ不十分なものであることを自覚していた。しかし一方で宋は軍事力によって袁を打倒することが事実上不可能であることも熟知していた。この現状をふまえて宋が提唱した第二革命の方策——それが「議会革命」であった。

もともと宋は、国民の意志を広く吸収する手段として、議会制度を非常に高く評価していた。辛亥革命直前の論説では、明治期の日本について「立憲と称しておよそ三十年が経つが、しかしなお少数の人々が政治を壟断し、専制を

行うという習慣から脱してはいない」と批判し、「立憲政治は国民の総意を反映させることを旨とする」はずであるのに、実際には国民の世論を反映すべき議会在が機能せず、藩閥や軍人が政治に関与し続ける「半立憲国」の状態があると皮肉をこめて論じている<sup>(59)</sup>。このことから、宋が描いていた真の「立憲国」とは、国民の意志が議会を通じて直接政治に反映されるような国家を指していることが容易に推測できよう。それゆえに宋は「革命独裁」を志向する孫文の「三序」理論<sup>(60)</sup>を拒否するとともに、中華民国臨時政府の成立直前には、大總統権限の強化を唱える孫に対してあくまで議会を基盤とした内閣制の採用を求めて譲らなかつた<sup>(61)</sup>。アメリカを模倣した大總統制自体が、中国では特定人物——宋の念頭にあつたのは、かつてその独善性を批判した孫文ではなかつたか——の専制と化す危険性がある、ゆえに大總統の権力をチェックできる制度を確立しなければならないというのが宋の主張であつた。

そして袁世凱の臨時大總統就任が確定的になると、袁の専横を防ぐ手段として、議会の存在はますます重要なものとなつた。臨時政府の法制局総裁に就任した宋は、北いうところの「立法的素質」を發揮して新國家の臨時憲法である「中華民國臨時約法」(以下「臨時約法」)の制定に積極的に関与する。その主眼は、議會および内閣に大きな権限を与える一方で、臨時大總統を議會のコントロール下に置くことによつて實質的に名譽職同然の地位とするものであつた。たとえば臨時大總統は臨時議會である「參議院」によつてこれを選挙する<sup>(二一九條)</sup>とされ、軍隊の統帥権を除き、官制・官規の制定、國務員(閣僚)・大使等の任命には參議院の同意が必要とされており<sup>(三四條)</sup>、國務員の副署がなければ法律案の提出や命令の發布もできなかつた<sup>(四五條)</sup>。また參議院が臨時大總統に対する弾劾権を有するのに対し<sup>(一九條)</sup>、臨時大總統には參議院の解散権はなかつた<sup>(62)</sup>。このように軍隊の統帥権を除いて實質的に国政

への関与が制限されている臨時大總統の地位は、内閣の輔弼や議会の協賛などの制限のもとにみずからの統治権を行使するという明治憲法における天皇の位置づけと類似しているといえるのではないだろうか。宋は日本留学中に明治憲法の翻訳をおこなっており、臨時約法にもその影響が反映しているとも考えられる。<sup>(63)</sup>ともあれこの法律は、革命勢力が多数を占める議会在が実際の権限を握ることによって革命の実をあげていくという宋の理想を忠実に反映したものであった。これは言い換えれば「宋教仁は選挙によって選ばれた国会が持つ合法的強制力と憲法の權威に多大の期待を抱いていた」<sup>(64)</sup>ことを示している。さらに宋は「国会において過半数の議席を獲得すれば、与党として責任内閣を組織する。敗れば野党の立場から政府を厳格に監督する」<sup>(65)</sup>として、中国において二大政党制をはじめとするイギリス流の議會制民主主義を実現すべきであると説いたのであった。このような宋の言動は、たしかに当時の中国の状況を考えればいささか樂觀的に過ぎるというきらいがある。だが、宋は議會制度が確立すればそれで真の「立憲国」たりうると考えるようなたんなる夢想家ではなく、中国国民の民度についても決して満足してはいたわけでもなかった。彼は再三にわたって「国民に政治の常識を多く得させる」ための「法政教育」の重要性を強調するなど、「制度の担い手としての国民の創出に腐心」<sup>(67)</sup>し続けた。さらに、常に対立してきた孫文の「民生主義」<sup>(68)</sup>にたいしても、「貧しきものもまた富ませようとするもの」<sup>(68)</sup>と評価し、社会革命の実行にも目配りを忘れていない。ゆえに宋は現実に視線を向けつつ、彼の理想とする真の「立憲国」を樹立すべく、粉骨碎身の努力を惜しまなかったのである。

さて、臨時約法は袁が臨時大總統に就任した翌日の一九二二年三月十一日に公布され、暫定憲法とはいえ正式に中華民國の最高法規としての効力を持つことになった。この臨時約法の規定を活用した宋の議會革命路線は、南北和議

後の閉塞状況を打開する方策として革命勢力内部で圧倒的な支持を受けた。これを背景として宋は革命勢力の議会政変化をはかり、中間派政党とも提携して「国民党」を結成する<sup>(69)</sup>。その理事長には孫文が就任したが、実質的な指導者が宋であることは誰の目にも明らかであった。こうして宋の声望は日増しに高まっていき、それは一九一二年末から翌年にかけての中国初の国会選挙で宋率いる国民党が圧勝したことによって頂点に達した<sup>(70)</sup>。しかし、宋の議会革命の試みは、袁にとってみずからの権力に対する大きな脅威と映った。それゆえに袁は宋の暗殺を決意する。一九一三年三月二十日、宋は上海駅頭で袁の放った刺客の銃弾を受け、その二日後に三十一歳の生涯を閉じたのである。これを契機として袁にたいする革命勢力の憤激は日に日に高まり、ついには同年六月、議会による袁の抑制は不可能だと考えた孫文を中心として武力蜂起（第二革命）に踏み切ることになる。しかし各省で軍事・政治の実権を握る都督の大半は国家の分裂を危惧してこの挙兵を支持せず、また革命勢力内部にも意見の相違があり、統一した行動が取れなかったこともあって、列強からの借款を受けて軍事力を増強した袁の前に壊滅的大敗を喫し、孫をはじめとする革命家の多くは日本その他に亡命したのである。このうち袁は国民党の解散（一九一三年十一月）、国会・各省議会の停止（一九一四年一・二月）を強行し、臨時約法を廃止して新たに大總統権限を強化した「中華民国約法」を公布（同年五月）、そしてさらに皇帝制度の復活をも視野に入れていくことになる。かくして中国における議会革命の試みは、あえなく挫折したのであった。

さて、以上述べてきた宋の行動を北はどのように見ていたのだろうか。南北和議以後政治の中心となった北京に向かった宋に対し、北は引き続き上海にとどまっていた。その理由として、北がみずからの「情」にこだわった結果、

南北和議に尽力する宋と微妙な意見の違いが生じたことがあげられるだろう。とはいえ、「国家主義」の精神を有し、行動力・統率力にも優れる彼なくしては、中国革命の徹底も、ましてや「世界革命」も難しいということを北は熟知していた。ゆえに宋の暗殺は青天の霹靂ともいべき衝撃を北にもたらすことになる。北はその犯人を求めて東奔西走した挙句、在留日本人の中に犯行に関与したものがあると各方面に広言したことで、上海の日本領事館から「徒ニ支那人並ニ各国人ノ嫌疑ヲ招クヲ顧ミズ一意何等カ為メニスル所アラン」という疑いを持たれた結果、一九一三年四月に三年間の中国在留禁止命令を受け、日本への帰国を余儀なくされたのである。しかし、一九一二年三月から日本帰国に至るまでのあいだに北が書いたとされる文章は現在のところ全く発見されていないため、北の見解を探るには『外史』の記述に頼らざるを得ないのが実情である。北が『外史』を執筆し始めたのは一九一五年十一月のことであり、すでに宋はこの世になく、袁が着々と帝制復活への道を固めていった時期であった。そのような状況のなかで書き進められた『外史』の前半部において、北は「東洋的共和政」という中国革命独自の共和政モデルを提示している。はたしてそれはいかなるものであったのだろうか。

「中華民国憲法（臨時約法を指す）に現はれたる理想は……一個嚴然たる東洋的共和政体を樹立したるものなり。則ち大總統は米国の責任制と反し自ら政治を為さず内閣をして責を負はしめ単に榮譽の国柱として立つ事と、米国的連邦に非ずして統一的中央集権制なるべしと云ふ二大原則のもとに編纂されたる、寧ろ仏国の其れに近き支那自らの共和政体なり」。

一読して明らかのように、ここでいう「東洋的共和政」（上記引用では「東洋的共和政体」とは、臨時約法の規定

に基づき、フランス第三共和政のごとく責任内閣制のもとに大總統を「榮譽の国柱」として祭り上げるものである。それに加えて臨時約法が議會に大きな権限を付与していることをふまえれば、上記の文章では明示してはいないものの「革命時における民選議會の存在を前提として論が進められている」<sup>(74)</sup>ことが推察できる。さらに北は大總統責任制を批判して次のように語る。「米国的大統領政治は大總統が責任を負ふものなるを以て……議會と輿論に弾劾さる、に当りては大總統其者の引責辭職に至るべく、即ち国柱の交迭を見ざるべからず」<sup>(75)</sup>。北はこれを「平時ならば忍ぶべし」とはしつつも、革命時においてはけつして望ましいこととは考えていない。宋教仁もまた「内閣が良くなければこれを更迭することができるが、總統が良くないときはこれを代える術がない。もしこれを代えようとすれば、必ず国本の動搖に至るだろう。これが私の總統制を取らず、内閣制を取る理由である」<sup>(76)</sup>と述べており、両者とも臨時大統領を実権の持たない「榮譽の国柱」と設定することで無用の混乱を回避しようと考えていたことがわかる。以上の北の見解から、宋教仁の「議會革命」の試みを北が肯定的にとらえていたことが裏付けられるといえよう。

もっとも、議會そのものが機能を停止していた『外史』執筆当時の中国の状況を念頭に置けば、どうやって「東洋的共和政」の「理想」を実現させるのか、という疑問が出てくるのは必定である。北自身、日本の議會革命を説いた『国体論』で「此れ〔投票〕を指す」なきの国家に於ては他の径路として叛乱と爆烈彈の途が開かる」<sup>(77)</sup>として、議會が存在しない、もしくは機能していないような国家では、武力革命も選択肢のひとつであると述べている。しかしそれでも北が『外史』の前半部で武力による「第二革命」を主張しなかった理由は、それが「東洋的共和政」のもうひとつの柱である「統一的中央集権制」を崩しかねないという危機感にあった。そのことを示すのが、袁の帝制計画に

ついでに北の所感である。

「今の皇帝計画に支那の涙を呑むで服する所以は国家存立の為に動乱を避けんとする真率なる憂惧より出づるもの。袁を擁するの計画者等が割亡<sup>(76)</sup>を免かるべく永久の統一を要すとして袁を以て彌縫せんとするは動機の同情すべき妄動と解すべからざるか」。

中国にとって何よりも重要なのは「帝制か共和制か」ではなく「統一か分裂か」であると考へた北は、「<sup>(77)</sup>「国階級」袁の皇帝即位によつて中国の統一が保たれるという構想を「固より憐むべき彌縫にして容すべからざる妄動なるは論なし」と釘をさしつつも、その動機には一定の理解を寄せたのである。北にとって、成功の見込みのない「動乱」——すなわち武力蜂起は、中国の「国家存立」そのものを脅かす可能性が高いものであり、失敗した第二革命のごときは、「南北の調和のために尽力してきた」宋の努力を無視する許しがたい暴挙とさえ感じられたのである。<sup>(78)</sup>現状の革命勢力には袁を打ち破るだけの軍事力がないという理性的な判断のもと、かれは武力革命という選択肢を否定したのであった。

そしてさらに重要なのは次の言葉である。

「支那の将来を觀する者は假令時に反動の波浪に洗はるゝ事のありとも日本に東洋的立憲政ある如く支那に東洋的共和政の動かすべからざることを思念せざるべからず」。

まさに袁の「反動」が中国を支配するなかで、それにもかかわらず「東洋的共和政」が将来必ず実行されるという北の信念がはっきりと打ち出されていることは注目し置しよう。「今日の凡ての公民国家は明かに法律の明文を以

て、或は国民の法律的信念によりて」国家の重要性が確立する、と語っていた北にとつて、「法律」、なかんずく国家の最高法規である「憲法」に内在する「理想」は、たとえ現実が「反動」的であつたとしても決して消え去ることはないものだった。いみじくも北は臨時約法起草の際に「假令革命中の暫行憲法とは云へ大統領政治と連邦制を原則とする米国的夢想を輸入することは支那の禍なるべし<sup>(84)</sup>」と宋に助言したと『外史』に記しているが、このことから北がたとえ「暫行憲法」であつてもその中に革命の理想を盛り込まねばならないということをたえず意識していたことがうかがえる。このような「憲法」を重視する北の姿勢は、天皇と議会が最高機関を構成するという大胆な発想を導き出すことによつて、明治憲法を「反動」勢力の論理から革命を正当化するものへと読みかえていこうとした『国体論』の態度と一致すると言えよう。そしてその「東洋的立憲政」が、実際はともかくとして法律上は厳然として存在すると考えた北は、中国の「東洋的共和政」の「理想」もまた臨時約法のなかに燦然と輝いていると強調したのであつた。

もつとも、『外史』を書き始めた時点で、「東洋的共和政」を実現する具体的なプランが北にあつたわけではない。にもかかわらず北がその実現を強く信じたその背景には、彼が革命の動力とみなしていた進化論への絶対的な信頼感があつた。北は現実の中国革命を経験するなかで、宋の死やみずからの追放といった数多くの挫折に直面したにもかかわらず、「人類は其の進化するに従ひて即ち理想を実現することを重ねるに従ひて理想を高く<sup>(85)</sup>」していくという『国体論』以来の発想を完全に捨てることはできなかったのである。このような北の姿からは、進化論に対する一種の理論信仰ともいふべき傾向がうかがえるといえるかもしれない。北は、中国の現状を客観的に分析し、そこから緻

密な革命戦術を組み立てていくのではなく、進化論という理論に依拠して中国革命の希望を見出そうとしたのであった。しかし、袁が独裁的権力をふるう当時の中国の状況を考慮に入れば、北にしてみれば、とにかく「東洋的共和政」の「理想」を強調して、日本の政府当局者の理解をうながすよりほかに打つ手がなかったとも言えよう。ともあれ北はその「理想」が現実のものとなる日を信じつつ、隣国日本から中国革命の動向を注視したのであった。

### 三 「東洋的共和政」の変容

だが、序章でも触れたように、一九一六年四月から執筆を再開した『外史』の後半部になると、北の主張は大きく変容していく。特に顕著なのが先に説明した「東洋的共和政」の内容をめぐる「変説」である。とりあえずそれを示す記述をいくつか引用してみよう。

「支那の共和政が其の大總統を白人の如き選挙運動と議員の投票に求めずして天命と民意の上に立たしむることは、不肖是れを彼と區別せんが為めに『東洋的共和政』と名けざるを得ず……『東洋的共和政』とは神前に戈を列ねて集まれる諸汗より選挙されし窩潤臺汗（オゴタイハーン）が明白に終身大總統たりし如く、天の命を享けし元首に統治せらるゝ共和政体なり」<sup>(86)</sup>

「固より大總統は革命の元勳等によりて補佐せらるべし。而も彼等は投票の覚醒なき国民の法理的無効なる投票によりて議會に来る者に非ず。旧権力階級を打破せる勲功と力とによりて自身が自身を選出すべき者。断じて世の所謂人民の選挙に非ず」<sup>(87)</sup>。

「中華民國の大總統は刃に凜（ちぬり）りて得べく、又凜れる刃を提げて保たざるべからず……是れ革命後に於ては統一者其人のみが国民の自由を代表し、而して議會又は輿論に拠るもの、多くが反動的意志を表白する者なればなり」<sup>(88)</sup>。

「支那に於ては不合理にして不可能なる衆議院は今後約十年明かに不用なり」<sup>(89)</sup>。

これらの記述から明らかなのは、選挙や議會に対する北の不信感、そしてその裏返しとして、モンゴル帝国の君主「窩濶台汗」になぞらえた大總統と、あくまで民選議會ではない「上院」——「革命の元勳」とによる革命独裁への傾斜である。このような意見が、『外史』の前半部における「東洋的共和政」の理念と大きな食い違いを見せていることは明瞭である。そしてこれは必然的に、革命独裁を排し中国に議會制民主主義の理念を導入しようとしていた宋教仁路線との決別をも意味することになるだろう。しかし、上述の引用にもあるように、この「窩濶台汗」に擬せられた大總統は「天命と民意」によって立つとされている。ここで北のいう「民意」とは、はたしていかなるものなのであろうか。

「支那の万人口を揃へて曰く、今の吾人は唯英雄の出現を待望する耳と」<sup>(90)</sup>。

「支那の地下層に統一的英豪の潜むことは天と国民の渴望が証明すべし……今の革命が山を崩し地を裂くの震動に至りて始めて光輝を放つ人のあらば、即ち其れなり」<sup>(91)</sup>。

中国の人民は自分たちを導く「英雄」が現れるのをひたすら待っている——これが北いうところの「民意」であり、人民みずからが「英雄」を主体的に選ぶことを意味するのではない。「英雄」——すなわち大總統は、議會によ

つて選ばれ、憲法の規定によって権限が制限されるような「榮譽の国柱」ではなく、革命の渦中においてはじめて「地下層」から頭角を現し、「天命」に従いつつ自分自身の力で実権をつかみとるものとされたのである。ここでいえることは、革命の「理想」を内包するとしていた「憲法」に対する北の見方が変わっている、ということである。北は『外史』後半部において、宋が「統一後今日の形勢を以てせば袁或は大總統たるべし。吾党議會によりて彼を拘束すべきのみ」として臨時約法において議会の権力を強化したことについて、「革命の日は西に落ちたり。不肖は忠言を頑守する能はざりき……革命中の仏蘭西が十六回憲法の変改ありしに比較せば、暫行を標榜せる『臨時約法』に此事ありしは諒とすべし……敵將の元首を迎へざるを得ざりし支那に於て、守を憲法の城廓に求めんとして此の事ありしは亦笑うべきなし」と、非常に消極的な物言いをもって宋の行動を是認している。ここに示されている「憲法」に対するシニカルな見方は、革命中における「憲法」が必ずしも革命の「理想」を反映するものとは限らない、という、前半部とは一八〇度違う態度をあらわにしたものだといえよう。つまり、革命中における「憲法」の意義はあくまで限られた範囲にとどまるものであり、決して国家の意志を完全に反映するものではないという考え方の変化が北のなかで起こったのである。もちろん、これは大總統の恣意的な権力行使を許すものではない。中華民国が「公民国家」に進化した以上、たとえその頂点に位置する大總統といえども、国家の利益を無視して行動することはできないのである。しかし、現実の憲法——中国においては臨時約法——の権威が革命において意味がないのであれば、合法的な革命手段——いわゆる「議會革命」に固執することも無意味である。よって北は「亂れる刃」云々などといった表現を用いて、大總統を中心とする革命勢力が軍事的対決を通じて「亡国階級」を一掃すべきであることを強調し

たのであった。しかしこのような主張も、先に武力革命が中国の統一を脅かしかねないとして批判的であったことと比べれば、その「変説」は明らかであろう。いかなる反動が起こったとしても臨時約法に基づく「東洋的共和政」は必ず現実のものとなる、と大見得を切ったわずか三ヵ月後に、北は前言を翻すのみならず、「東洋的共和政」の中身そのものを違うものへと変えていったのであった。

さらに北は、この武断的大総統が率いる「中華民國は内に対して武断政策を取ると共に外に向ての国是は軍国主義ならざる可らず<sup>(83)</sup>」として、中国にしばしば侵略の手を伸ばしてきた列強、特にイギリスとロシアに対する祖国防衛戦争の必要性を強調する。「彼（中国）は軍国主義を取りて露の北夷を討ち、英の南蛮を破らずんば自己の生存を失はんとす<sup>(84)</sup>」。しかし逆にいえば、この両国を排除できれば革命の障害は完全に消えるということになる。よって北は以下のように宣言する。「支那は対露一戦を以て山積せる革命的諸案を一挙に解決し得べし。代官階級の一掃も。財政革命も。軍政改革も。郡県の統一も<sup>(85)</sup>」。しかし、はたして現実の中国に對外戦争を勝ち抜くだけの力があるのか。宋教仁は、暗殺される直前に発表した文章のなかで、「今我が国は世界において孤立無援であり、危険な状況にある」がゆえに「我が国の現況は力を外に向けるときではない」として、あくまで国内の立て直しに全力を挙げるべきだと訴えていた<sup>(86)</sup>。つまり對外戦争どころではないというのが宋の認識だったわけである。だがその三年後、宋の盟友をもつて任ずる北は、對外戦争なくして革命の完成なしという一念のもと、中国の「孤立無援」を打破する手段を思いつく。それが革命中国と日本との軍事同盟という大胆な着想であった。

日本と中国革命の関係——これは辛亥革命以来、北を悩ませていた問題であった。清朝皇帝を中心とする立憲君主

制の採用を勧告しつつ、経済界による革命勢力への支援を黙認するなど、自国の利権保持のためにひたすら両にらみの姿勢をとり続ける日本政府の対応は、北にとって非常に不満なものであった。日本の「維新革命」と中国の革命が、いずれも「国家主義」を原動力として起こったものであるとみた北は、日本が中国にとって「興国の思想を産みつけたる父」<sup>(97)</sup>のごとき存在であると指摘し、それゆえに日本は「万々一列国の或者が野心の牙を露はしたる時、我が愛児なり一指を触る、ものは我が敵たるべし」と宣言して、前に立ち塞つて敵だけの覚悟<sup>(98)</sup>をもつて中国を庇護すべきである、というのが北の提言であった。しかし、北はあくまで中国革命は中国人の手によって行うべきものであって、日本が革命に対し軍隊を派遣するなどというようなかたちで積極的に介入していく必要はないと判断していた。逆に「侵略思想の軍人や名利の浪人輩が、ワイ／＼やつて来る」<sup>(99)</sup>ことにたいする反発すら感じていた北が、この時期日本に求めたのは、革命政権を中国の正統な政権として承認すること、ただこの一点のみであった。諸外国の承認なくして革命の実現なしという宋教仁にあわせるように、北は日本政府の有力者と密接な関係を持つ内田良平に働きかけを依頼する。「日本政府ハ必ず各国ニ先立ちテ（革命政権を）承認スベシ」<sup>(100)</sup>。「日本ハ南方中心ノ講和ヲ監視スル覚悟ト新政府ヲ他ノ諸国ニ先ンジテ承認スル覚悟アラバ（中国の好意は）直チニ日本ニ向フベシ」<sup>(101)</sup>。これらの発言には、日本の軍事力によつて革命戦争の局面を打開しようという発想はない。それは『外史』の前半部でも同じであり、反日的な態度をとる袁世凱を打倒するために孫文を支援して中国の親日化を図るべきなどと説く論者に対しては、これを「二国の頭首を隣強の威によりて易置せんとする者。斯る援助は……覚醒せる支那の奮て排撃せんとする所なるは亦明かに推想すべし」<sup>(102)</sup>として、徹底的な批判を加えている。北が政府当局者に望んだのは、中国革命の「国家主義」を

正確に理解し、「亡国階級」を支援することがいかに日本にとって不利益であるかを認識することであり、決して軍事的に革命勢力を支援せよと強要したわけではないということを念頭に置く必要があるだろう。

しかし『外史』の後半部では、この態度は完全に一変する。

「国際的事実として、一国が他の内乱に乗じ得べき権利を有するは固よりなり。而も天地の公道を踏むべき日本は、天意の保全せんとする所を侵す可らず。將に天の責罰しつゝあるより大なる獲物に向つて一大奮躍を敢行すべき天与の幸福を把握すべし。天の賜を取らざれば天の罰あり」<sup>(10)</sup>。

新たな「東洋的共和政」を導くとされた「天」の意志がここでも再三にわたって強調されていることが目を引く。「天意」によって革命が推進される中国に対して侵略を行うのではなく、逆に革命中国を脅かす英露両国に向かって正義の剣を振るい、彼らが領有する植民地を日本の領土として獲得すべきだと政府当局者に訴えるのである。「支那が同文同種の誼に背きて排日を叫んで止まざる所以は……国家の存立上日英同盟の日本を排し日露協商の日本を排するもの。断じて自己等の盟主としての日本を排する所以に非ず」<sup>(10)</sup>。つまり北は、当時の日本外交の機軸となっていた日英同盟と日露協商を破棄すれば、中国の対日感情は劇的に好転する、これを機に日中両国は軍事同盟を締結し、協同して対英露戦争を戦いぬかねばならない、と熱弁を振るったのである。北はこのような日本の対外政策の転換を「外交革命」と呼び、その断行が日本にも大きな利益をもたらすと説得する。

「窩潤臺汗の共和軍が英人を駆逐し蒙古討伐を名として対露一戦を断行するの時、日本は北の方浦港より黒龍沿海の諸州に進出し、南の方香港を掠し、シンガポールを奪ひ、——あ、仏領印度を領して印度救済の立脚地を築

き、——更に長鞭一揮赤道を跨ぎて黄金の大陸濠洲を占め以て英国の東洋経略を覆へすべきは論なし……支那は先づ存立せんが為に、日本は小日本より大日本に転ぜんが為に、古今両国一致の安危を感じる斯くの如き者あらんや……両国の親善は將に天人狂舞すべきのみ」<sup>(106)</sup>。

この言葉からもわかるように、彼はかつて日露開戦論で唱えていた「国際的無産者」論、つまり日本を「持たざる国」と仮定してその対外膨張を正当化する理論へと立ち戻り、「小日本」を「大日本」とするという目的のもと、英露との対決姿勢を鮮明にしたのである。もともと、『外史』後半部で説いた対外膨張論は、自国の国益をひたすら追求するものとは異なり、中国やインドなどといったアジア諸国の生存を守ることによつてはじめてその正当性が保障されるといふ要素をはらむものであった。しかし『国体論』におけるアジア連帯論が最終的には西洋列強をも包含する「世界連邦」へとつながっていくものであったのに対し、ここでは「アジア」対「西洋」、とりわけ英露との対決図式が過剰なまでに強調されている。その顕著な例が、日中両国はヨーロッパで英露と第一次大戦の死闘を繰り広げているドイツと提携すべきである、という提案である。『国体論』でドイツ皇帝ヴィルヘルム二世を指して「噴飯すべき朕と称する独乙皇帝が一たび全地球の上に君主たらんと夢想」<sup>(107)</sup>しているなどと嘲弄していた北であったが、『外史』では「彼（ドイツ国家）は宿昔の半亡国より學術と勤勉とを以て刻苦富強なりし者。小弱国を貪食して大なりし露の如く、未開人を屠戮して富を積みし英に非らず」として、ドイツも「国際的無産者」の一員として組み込んでいく。これはいうまでもなくドイツの「帝国主義」が望ましいものに変容したわけではなく、あくまで「夷を以て夷を制するは古今東西、外交の原則」<sup>(108)</sup>という観点からドイツを持ち上げたにすぎない。さらに北は同じく外交上の観点か

ら、中国に同情的なアメリカをも味方につけることを提案し、「日中独米」対「英露」の構図を作り上げ、「イギリス」本国の降伏は独逸によりて、本国其者に値する印度の独立は日本によりて実現せらるべし。斯くして異人種迫害の罪悪史は英帝国の分割によりて終末を告ぐ<sup>(10)</sup>と大英帝国の完全な崩壊さえも予言するに至った。逆にもしこの機会を逸するならば、大戦がいずれの勝ちに終わるにせよ、列強が再びアジアに殺到することは必至であり、日中兩國ともに亡国に瀕するのは間違いない、と危機感を煽ったのであった<sup>(11)</sup>。いずれにせよ、日本および中国をはじめとするアジア諸国と、それに対し侵略の手を伸ばす西洋列強との共存はありえない、というのが『外史』後半部における北の結論であった。

以上、北の「変説」ともいべき『外史』の主張の変容について論じてきた。このほかにも、たとえば孫文評価をめぐって大きな変化が前後半のあいだに見られるが、ここでは詳述しないことにする<sup>(12)</sup>。もともと、「窩濁台汗と上院の諸汗とは其の武断政策を以て各省を打つて一丸となし以て唐代の郡県制度を近代化せる大統一を敢行すべし<sup>(13)</sup>」という文章にあらわれているように、前半部の「東洋的共和政」におけるもうひとつの原則とされた「統一的中央集権制」の確立という点については、その意見は一貫している。いわば「統一された強力な民族国家中国の樹立という点こそが、北の中国論の不変の核心にほかならない<sup>(14)</sup>」のである。さらに、「近代国家の基礎は少数者に非ずして自覚せる多数国民に存す……支那亦実に四億万民を農奴土百姓より解放して代官階級に代はれる経済的自由民の天地たらしめずんば止む能はず<sup>(15)</sup>」というように、あくまで国民の自覚あってこそ真の経済的平等が実現するという発想も、『国体論』以来一貫したものと考えてよからう。しかしこのような一貫した言説が存在する一方で、わずか数ヶ月のあい

だに少なからぬ「変説」があったこともまた確かなのである。この「変説」の背景には何が存在していたのか。これについては、章を改めて検討していくことにしよう。

#### 四 「変説」の背景

『外史』後半部を瞥見して気がつくのは、新たな「東洋的共和政」にしても中国の対英露戦争および日本の対外膨張という主張にしても、その正当性を保証するものとして、超越的な存在としてとらえられる「天」という言葉が頻繁に出てくることである。これが儒教の「天」概念を取り入れたものであることは疑いない。<sup>(10)</sup> さらにいえば、「窩潤台汗」になぞらえられた大總統は、「天命」をうけて武断的に革命を遂行するものとされているが、その姿は北によって「利剣を持てる如来」<sup>(11)</sup>と形容されている。いわば「窩潤台汗」は、宗教的色彩を帯びたカリスマ的な革命指導者として君臨する存在と位置づけられたわけである。超人間的な力への傾斜——これが『外史』における「変説」を語る上で見逃せない問題であるといえよう。かつて北は「彼の絶対の愛を説くと云ふ基督教徒、無我の愛を説くと云ふ仏教徒、而して殊に近年に至りて自ら預言者と称し救世主と掲げて其等を宣伝しつ、ある者に至つては吾人断じて與みせず。彼等は『人類』に向つて直ちに『神類』たらんことを要求し、而して却てそれに到達せんとして努力しつ、ある社会民主主義の架橋工事を嘲笑し怒罵しつ、あり」と述べ、進化論という「科学」への絶対的な信頼の裏返しとして、既存の宗教に対し批判的な態度をとっていた。その北がこの時期に至つて宗教的なものに関心を寄せていった契機はいったいどこに求められるのであろうか。それは、まさに北が『外史』を執筆していたそのさなかに起こった

中国情勢の激変——「第三革命」(護国戦争)の勃発であった。

一九一五年十二月に起こった第三革命は、袁世凱の帝制計画に反対していた各省の都督たちが「護国軍」を結成し、「討袁」を掲げて挙兵に踏み切ったものである。この事態を受け、第二革命後に袁の弾圧を避けて日本その他諸外国に亡命していた革命家の多くも中国に帰国し、革命戦争の戦列へ加わっていった。そして北もまた「蔡鍔(前雲南都督)が雲南から通称第三革命といふ討袁の兵を挙げたので、革命党の諸友悉く動き、故譚人鳳の上京して時の大隈内閣との交渉を試むる等のことあり、為めに筆を中止した」と回想しているように、「外史」の執筆を一時中断し、書きあがったところまで(『外史』前半部)を印刷して当局者その他に頒布しつつ、中国の情勢を観望したのであった。もつとも、北がこの武力蜂起に対して複雑な感情を抱いていたことは容易に推察できる。北は袁世凱の皇帝即位に対しては不快感を示しつつも、国家の統一を守るために「動乱」を回避しなければならないという意識はより強いものがあつた。しかも第三革命を主導する都督の大半は、袁の帝制による中央集権の強化が自らの権力基盤を崩しかねないという、ある意味利己的な危機意識のもとに挙兵に踏み切ったものであり、「統一的中央集権制」の確立を理想としていた北にとっては、到底真の「革命」と呼ぶことはできない代物と感ぜられたはずである。<sup>19)</sup> 都督に対する北の反感は以下の表現からも見て取れる。

「中世的代官階級は或は都督となり縉紳となりて諸省に残存すべきが故に、自己等を掃滅せんとする新権力者(「窩濁台汗」を指す)に対して極力抗争し、恐くは外国の後援を引き立て対立を計ること仏蘭西(革命時の)貴族等の如くなるべし」。

親交のある革命家たちが亡命先から続々と帰国してこの武力蜂起に呼応していたにもかかわらず、辛亥革命のときとは異なり、北みずからが中国へ渡ってまで革命戦争に参加しようとしなかった理由の一端も、都督への反感と「動乱」への危惧、この二点に存するといつてよいだろう<sup>(12)</sup>。だが、北は明確にこの武力蜂起に対してはつきりと反対の声をあげることはできなかった。第二革命の際には、南北統一を願った宋の遺志を守らねばならないという使命感があり、さらにはいまだ議会には多くの国民党議員がおり、臨時約法も事実として存在していた。だが、第二革命失敗後の中国の状況を鑑みれば、もはや議会革命は現実から遊離したものとなっていることに、おそらく北自身も気がついていたはずである<sup>(13)</sup>。それゆえに第三革命の戦列に加わっていく同志たちの心情も、決して理解できないものではなかった。しかし理性的に判断すれば、武力蜂起は失敗に終わるのみならず、中国に混乱と分裂を招きかねないものであった。このような「理性」と「情」のはざまで、北の苦悩が深まっていったことは想像に難くない。この窮状を打開する手がかりのひとつとして彼が発見したものが「法華経」だったのである。

北の後半生は法華経信仰を抜きにして語ることはできないが、その信仰生活がはじまったのは、まさに『外史』の執筆を中断していた一九一六年一月のことであった。もっとも、北自身は法華経信仰の動機について明確に述べてはいない。北はのちに「三十四歳の一月に、私は突然信仰の生活に入りました<sup>(14)</sup>」と語っており、「突然」という物言いでから推測するならば、法華経との出会い自体は偶然的要素が強かったのかもしれない<sup>(15)</sup>。しかし北にとって、法華経に描かれている文言、特に「諸の無智の人の 悪口・罵言<sup>(16)</sup>などし 及び刀杖を加うる者あらんも われ等は、皆、当に忍ぶべし<sup>(17)</sup>」などといった章句は、自分の力の限界を感じつつあった彼を大いに励ますものであったに違いない。そし

てこれと関連して、「日蓮と雖も元寇襲来を警告せる立正安国論は彼自身の文調ではなく又時の権力者に対する諫諍的態度であつた。不肖は此書〔『外史』〕を時の権力階級の人々に配布して支那に去る時、是れ『大正安国論』なり、正義を大成して国家を安んずる道を論叙せる者なりとして書いた<sup>(16)</sup>」という言葉からもうかがえるように、幾多の弾圧を受けながらも国家の危機に際して時の権力者に献言を発し続けた日蓮に対する共感も、法華経への傾倒を深めていった一因といえるかもしれない。さらに、法華経との出会いと同じ一九一六年一月から、北は「一輝」という号を使い始めることになる。この改名の理由についても北はなにも語ってはいないが、中国人にも似た名前を使うことによつて、みずからを中国革命へと没入させていくという決意をあらわしたものと考えるのが妥当であろう。<sup>(17)</sup>

このような北の行動とあわせるかのように、第三革命は劇的な展開を見せる。護国軍に呼応して中国全土から帝制反対の声が相次ぎ、袁のもとで北洋軍閥を支えていた段祺瑞や馮国璋、あるいは副総統として第二革命の際にも袁を支持した黎元洪などといった実力者たちも帝制実施に難色を示しはじめた。さらには第三革命勃発以前から混乱を招きかねないとして帝制の強行に批判的だった日本政府も護国軍の支持に回るなど、袁にたいする外圧も高まっていた。これらの圧力に押されるように、袁世凱は三月二二日に帝制の取り消しを表明する。いわゆる「洪憲帝制」は一炊の夢と帰したのであった。袁はその後も大總統の地位にとどまり権力保持を画策するが、護国軍はあくまで袁の退陣を求めて進軍を続けることになる。

北が危惧していた「動乱」によつてとりあえずの成功がもたらされたというこの事實は、彼の革命論に大きな影響をあたえた。すなわち北は、革命が理性的判断によつてのみ動くものではなく、人間の意志や理性を超えた、いわば

超人間的な力によって動くものであるということを感じ取るに至ったのである。それは法華經への信仰を始めてまもなく第三革命が一気に進展したという裏づけによって補強されたのはいうまでもなからう。本来なら、都督たちの利己的な動機に基づく武力蜂起は不成功に終わるはずであった。しかしそれが進展したのは、そこに超人間的な意志が働いたからではないかと考えた北は、それまでシニカルな目で見ていたはずの第三革命を肯定的にとらえるようになった。「国民をして終に今日神の声を叫ばしめたり。『討袁革命』是なり」。「神の声」——まさに人間の思惑を超えるような力が働いたとき、革命は成就するというわけである。そして北はひとつの結論を導き出す。「革命とは順逆不二の法門であり、其の理論は不立文字である」<sup>(12)</sup>。革命とは相矛盾する要素をあわせもつものであり、その理論を文章であらわすことはできない、というようないささか放言にも似たこの言葉から、革命は科学的かつ合理的な理論によって規定されるものではないという北の「悟り」を感じ取ることができよう。

そしてこの「悟り」は、「科学的」かつ「合理的」な理論と信じていた進化論を基盤とする北の革命理論に大きな修正を迫るものでもあった。北が日本の議会革命を志向していたのはすでに述べたとおりであるが、その背景には、人間の理性ないし社会性に対する深い信頼感が存在していた。北はいかなる人間といえども社会のなかで生きている以上、「利己心と共に公共心を、個人性と共に社会性を有する」<sup>(13)</sup>のは当然であると考えていた。そして人間は進化の過程にしたがって利己心を公共心へと同化させていくことによって、自分自身を「社会の分子として社会の生存進化の為に活動せん」とする「道徳」を本能的に身につけるようになる<sup>(14)</sup>と信じていた。その結果、「『人類』は滅亡して『神類』の世は来る」<sup>(15)</sup>、すなわち人間は神の如き領域へと進化すると断言したのであった。これは個人よりも社会に重

きを置くというような北の思想傾向をあらわすものととらえることもできるだろうが、一方で進化の過程において利己心をより高次のものへと昇華させることができるという主張には、人間の合理性に対する無上の信頼感があらわれているように感じられる。そしてこの信頼感は、『外史』前半部の段階でも変わってはいない。「何等の節度なく統一なき革命中に於て、恐惶し動揺し惑乱するのみなる群集心理」も、「新精神の体現者」、すなわち国家主義の精神を体現する革命家たちによってこれを理性的に統制することが可能だと北は楽観的に考えていた。彼に言わせれば、利己心や暴力性などといった人間の非合理的な側面は、進化の過程で消滅するものであり、決して重きを置く必要がないものだったのである。

しかし前述したように、第三革命の予想外の成功は、人間の理性に限界があることを北に知らしめた。そしてその限界を埋めるには、人間の非合理的な側面をも統合しうる超人間的な力の導きが必要であるということを、北ははっきりと認識したのである。それゆえに北は議会革命にかわって、「天」という絶対的な権威を背景とするカリスマ的指導者「窩濁台汗」を中心とする革命独裁という手段を選びとった。あわせてイギリス・ロシアという仮想敵国を設定することで、この両国およびこれらと結託して私利をむさぼる「亡国階級」に対する中国国民の怒りや不満の感情をかきたて、その力を国内改革と祖国防衛戦争というふたつの課題を解決するエネルギーとして活用しようと考えたのであった。そしてこのような新たな中国革命のプランを実践するうえで必要とされたのが法華経だったのである。たとえば北は「慈悲と折伏の妙法蓮華経八巻は明治大皇帝の手に守持せられ、武断政策と軍国主義の心的傾向は自由民の全部に普及して日露大戦になれり」と述べ、法華経の加護があったからこそ日本の発展がもたらされたというフ

イクシオンを描き出すことによって、中国においても法華經を支持する「窩潤台汗」のもとに国民の意識を統合し、英露との戦争に踏み切らねばならないと説いている。このことから、北は法華經の教義自体に意味を求めてそれを受容したというよりも、革命の指導者のカリスマ性を保障し、国家を守護する象徴的なものとして受け入れたということが類推できる。宮本盛太郎は北の法華經受容が「法華經」をトータルに受容したのではなく、ある一定の部分のみを自己の好みに従って受容したに止まる<sup>(18)</sup>ものだったとしているが、的を射た指摘であるといえよう<sup>(19)</sup>。

以上、北の「変説」の背景について述べてきた。今までの先行研究では「変説」をもたらした原因として、『法華經』受容による心理状態の大きな転回の反映<sup>(20)</sup>のみがあげられ、「おそらく、この謎を解く鍵はない。事実として、北が突如、そう突如宗教にめざめた、というしかない<sup>(21)</sup>」とさえ語られている。しかしこれらの先行研究では、かつて宗教に批判的であった北がなぜ法華經に傾倒していったかという点について、その背景に目を向けた具体的な検討が放棄されている。たしかに、前述したように北の法華經との出会いは偶然的なものであったにせよ、当時の北に法華經を受容する素地があったことは間違いないだろう。進化論への信仰にも近い信頼にあらわれているように、北は宗教的なものへと近づいていく心理傾向をもともと有していたが、それ以上により大きな要因としてあげられるのは、今まで述べてきたことからでも理解できるように、みずからの意に染まぬ第三革命の勃発であり、それにともなう中国革命の前途に対する強い不安感であった。つまり北の「変説」は、彼なりに現実の動きを直視し、それを打開しようとする、いわば現実との苦闘のあらわれであったと考えるべきではなからうか。

さて、その苦闘のなかから新たな中国革命のプランを立ち上げた北は、「言ふ所の者は匹夫一輝なり。彼奴をして

言はしむる所の者は天なり」という自負心のもとに、袁の帝制取消から間もない一九一六年四月から『外史』の執筆を再開する。そして翌月に擲筆すると、それをすぐさま各方面に頒布し、六月にはのちに大川周明とともに「猶存社」を結成し、北とも刎頸の交わりを結ぶことになる満川亀太郎に向かって「僕は再び窩潤台汗を大陸に求めに行きます。日本にはもう帰らぬ積りです」と言い残し、中国へと旅立っていったのである。

しかし、法華経の影響が色濃く反映している『外史』後半部の内容は、合理的かつ現実的な判断を行わねばならない政府当局者が受け入れるにはあまりにも「神がかり」的な色彩が強いものであった。「天と国民の渴望」といった不確かなものを根拠にして「窩潤台汗」の登場を予言し、それとの提携を呼びかけたところで、彼らが耳を傾けるはずはない。ましてや当時の日本を取り巻く国際状況を考慮に入れるならば、「現に同盟しているイギリスと手を切り、戦争をしているドイツと提携して日米の経済同盟を結ぶなど」ということは狂気案で、このようなことが政権担当者採用出来る筈もない<sup>(14)</sup>ことは誰にでもわかる理屈であった。それを打破するに足る合理的な説明が存在しない以上、北の「献言」が無視されたのも不思議なことではなかったのである。北はのちに「初めの支那革命の説明は、皆喜んで了解して呉れました。後半の日本外交革命と謂ふ点になりましたら、皆驚いて態度を変えました」と振り返っているが、その原因は「外交革命」自体の奇抜さもさることながら、そのなかに漂う非合理的なムードに対する抵抗感が大きかったのではないかと考えられる。

さらに、彼が「日本には帰らぬ積り」で臨んだ中国革命も、決して期待した通りには動かなかつた。北が日本を發つ直前の一九一六年六月六日に袁が急死すると、そのあとを継いで大統領に就任した黎元洪は臨時約法と旧国会の復

活を条件に停戦を呼びかけ、護国軍及びそれに加わっていた革命勢力はそれに応じて戦闘を中止した。「今の討袁軍が中世的代官階級の誅戮に至らざれば止まざるべき天意に存するは敢て不肖輩の説明を待たざる所<sup>(16)</sup>」として、「天意」のもとに革命戦争がなおも継続するという北の期待とは裏腹に、第三革命は瞬く間に収束に向かったのである。長期の戦乱が自国の存亡にかかわるといふ中国人の危機意識は、北の「変説」とは対照的に、けっして大きく変わるものではなかった。彼らにとつては、対英露戦争の断行などという北の強硬論は、みずからすすんで中国の独立を危うくするものにしか映らなかつたであろう。たとえば「中国の存亡問題」(一九一七年)で英露両国への反感、及び日米独に対する親近感を示している孫文も、中国がドイツ側に立つて大戦に参戦すべきなどは考えない。ドイツもイギリスもロシアも、そして日本も、中国への帝国主義的な侵略を画策しているという点ではなんら変わりがないということとを、孫ははっきりと理解していたからである。ゆえに孫は「中国がみずから一方だけにはしる意向を示すことになつた時こそ、他国が中国を亡ぼす気持を懐くときなのである<sup>(17)</sup>」と特定の一国に肩入れすることの危険性を訴えるのである。かつて北に「国家主義」の欠如を指弾された孫であったが、帝国主義列強どうしの戦争に中国の存亡を賭けるなどという北の意見こそ、「中国の存亡」を考へるうえでは愚の骨頂としか感じられないものであつたに違いない。

このちの北は、孫文を中心としてすすんでいく中国革命の流れに抗するかのよう「窩潤台汗」の出現を願ひ、ただひたすら法華経への信仰を深めていく。上海で北を庇護していた長田実の回想によれば、「法華経に非常に帰依して、譚人鳳から貰ひ受けた法華経経本を朝に夕に大声で読んだりなど、外見にはかなり狂人めいた風にさへ映つてみえたのである<sup>(18)</sup>」という生活を送つていたというが、そのような行動がますます北を実際の運動から遠ざけてしまつ

たことはいうまでもないだろう。「北が献身している『中国革命』は……現実の中国革命と半分以上は無縁のものになった。北は相変わらず中国革命に関与コミットしているように見えたが関与している対象は次第に虚構化したのである」という指摘は当時の北をあらわすにふさわしいものであった。<sup>16)</sup>

## 五 「世界革命」の変容

しかし、法華経への傾倒に代表されるような超人間的な力への傾倒は、中国革命の方法論や日本の外交政策についての「変説」をもたらしただけにとどまらず、北の目標としていた「世界革命」というプラン自体を大きく揺り動かすものであった。

北の「世界革命」の構想をあらためて整理してみよう。各国の「純正社会主義」革命は、北が全世界的かつ普遍的に妥当する「科学」とみなした進化論によって必ず実現するものであった。それゆえに、それぞれの革命は最終的に「国家」の進化の先にある「世界連邦」そして「世界国家」という共通の目標をめざすものとされたのである。もっとも進化の過程には「同化作用と共に分化作用あり」ということを理解していた北は、世界連邦を「国家人種の分化的発達の上に世界的同化作用を為さんとする者」<sup>16)</sup>と定義して、単に世界の諸国家をひとつにまとめあげるだけではなく、連邦を構成する諸国家の独自性をも認めるものであることを強調している。臨時約法にあらわれたフランス第三共和政に似た責任内閣制などを「東洋的」共和政ないし「支那自らの」共和政であると評したのも、中国革命の個性を尊重するという北のスタンスから出てきたものであったことと考えられる。しかし、中国には中国の、日本には日

本の、西洋には西洋の個性にあった革命が行われるとはいえ、すべての革命を貫く普遍的な法則が存在する以上、最終的には共通の目標へと行き着く、という北の「世界革命」論の核心は、けつして揺らぐことはなかった。

ところが、『外史』後半部において、進化論にかわって新たに革命を導くものとして北が発見したのは、あきらかに普遍的な「科学」とは対極に位置する宗教的な教典——法華経であった。いかに北が法華経への傾倒を深めたといっても、法華経が革命を支えるものとして全世界的に通用するなどは考えていなかった。それは北の以下の言葉を見ても了解できる。

「妙法蓮華経に非らずんば支那は永遠の暗黒なり。印度終に独立せず。日本亦滅亡せん。国家の正邪を賞罰する者は妙法蓮華経八卷なり」<sup>(四)</sup>。

あくまで法華経が現実変革の論理として普遍的に通用すると考えられたのは、「支那」「印度」そして「日本」の三国に限定されていた。しかしこれを裏返して言えば、法華経は「西洋」とは異なるひとつの特殊性を象徴するものであったということができないのではないだろうか。つまりこの三国は、法華経という媒介を通じてひとつの連帯意識をつくりあげることができる、と北は考えたのであった。かくして「国家の正邪を賞罰する」力を付与されたこの三国は、それまで自分たちに侵略の矛先を向けてきた西洋列強にたいして「罰」をあたえなければならぬということになる。日中両国の軍事同盟や対英露戦争などという構想はまさにそのような考えからつむぎだされたものであった。そして、この三国のなかで実質的に列強と伍するだけの国力を持つのが日本だけである以上、日本の役割は必然的に高まっていくのである。

「天地の正道を踏んで雄大なる慈悲折伏の歴史を開くことは『大正』の現時ならざるべからず。『大正』とは『正』に立ちて『大』なるの義。遼遠なる古へに於て积尊の預言し給へる日出づるの国の太陽旗は今や將に全世界の暗を照らさんとす。諸公何ぞ其の旗手たらざる」<sup>(16)</sup>。

こうして、『国体論』では一方でその存在意義を強調されつつも、他方で社会の進化の一段階として相対化されていた「国家」は、そのなかの特定の一国が「天地の正道」を實踐し、「全世界の暗を照ら」すものとして絶対化されたのであった。もつとも、『外史』は中国革命の今後の進展に対する期待をしるした書物であるため、日本のみならず革命中国もまた「天」によって保全される特定の理想国家として描かれている。そしてそれにとどまらず、「窩潤台汗の共和国は一年にしてその基を築き十年に至らずして日本に代りて日本を保全し得べし」<sup>(17)</sup>として、中国が日本をも上回る強国となる可能性を示唆していることは、単純な日本至上主義者と一線を画す見解として注目し値するといえよう。

では、このように「アジア」と「西洋」の対決図式を強調した北は、このうち「世界連邦」ないし「世界革命」などという表現を、一切口にすることはなかったたのであろうか。この問いに対する答えは否である。ただしその内容が、『国体論』執筆当時とはあきらかに異なるものへと変質していったことは、これまで述べてきたことから容易に想像できるだろう。たとえば、北は『改造法案』で以下のような文章を記している。

「欧米革命論ノ權威等悉ク其淺薄皮相ノ哲学ニ立脚シテ終ニ劍ノ福音ヲ悟得スル能ハサル時、高遠ナル亜細亜文明ノ希臘（日本を指す）ハ率先其レ自ラノ精神ニ築カレタル国家改造ヲ終ルト共ニ亜細亜連盟ノ義旗ヲ飜シテ真

個到来スベキ世界連邦ノ牛耳ヲ把リ、以テ四海同胞皆是仏子ノ天道ヲ宣布シテ東西ニ其ノ範ヲ垂ルヘシ<sup>(15)</sup>。

この冒頭の言葉は、かつて「欧米」の学知である進化論の影響のもとに「剣ノ福音ヲ悟得スル能ハサル」革命論をつくりあげたことへの自己批判と見ることもできるかもしれない。それはともかく、ここでその名が見える「世界連邦」は、かつての平和共存を志向するものとは異なり、日本という特定の一国によって「牛耳」られるものになつてゐることがわかる。そして「四海同胞皆是仏子ノ天道ヲ宣布」するというのは、キリスト教の「正義」を掲げてアジア・アフリカに侵略の手を伸ばした西洋列強の論理を彷彿とさせるものがあるといえよう。あわせて北は「東西文明ノ融合トハ日本化シ世界化シタル亜細亜思想ヲ以テ今ノ低級文明国民ヲ啓蒙スルコトニ存ス<sup>(16)</sup>」と語っているが、「西」の文明を「低級」と貶めることによって、各国の個性を尊重するということそれまでの自説を放棄し、「日本化」すなわち特化された「亜細亜思想」によつて世界を一元化するという発想を抱くことになつたのである<sup>(16)</sup>。

さらに続けて『改造法案』の一節を引用してみよう。

「現時マテノ国際的戦国時代ニ亜イテ来ルヘキ可能ナル世界ノ平和ハ必ス世界ノ大小国家ノ上ニ君臨スル最強ナル国家ノ出現ニヨリテ維持サル、封建的平和ナラサルベカラズ。国境ヲ撤去シタル世界ノ平和ヲ考フル各種ノ主義ハ其ノ理想ノ設定ニ於テ是レヲ可能ナラシムル幾多ノ根本的条件則チ人類ガ更ニ重大ナル科学的發明ト神性的躍進トヲ得タル後ナルベキコトヲ無視シタル者。全世界ニ与ヘラレタル当面ノ問題ハ何ノ国家何ノ民族ガ徳川將軍タリ神聖皇帝タルカノ一事アルノミ<sup>(17)</sup>」。

ここでは一見北が「国境ヲ撤去シタル世界ノ平和」すなわち「世界国家」について説いているように感じられる

が、実際にはそうではない。「人類の『科学的発明』とか『神性的躍進』とかの表現に『純正社会主義』(『国体論』)の名残りが認められる……しかし処女作と『法案大綱』(『改造法案』)とでは重点の置き方が全く逆転している……先には人類がやがて確実に神類の域に達することを主張していたのに、ここでは『最強ナル国家ノ出現』による『封建的平和』の段階を経た後でなければ『科学的発明』とか『神性的躍進』に基づく真の平和に到達しないことが主張されている<sup>(18)</sup>という指摘がすべてを物語っているように、あくまで当分のあいだ、世界は「最強ナル国家」の支配のもとに「封建的平和」を甘受することになるわけである。『国体論』で「社会主義の戦争絶滅は世界連邦国の建設によりて期待し、帝国主義の終局なる夢想は一人種一国家が他の人種他の国家を併呑抑圧して對抗する能はざるに至らしむる平和にあり<sup>(19)</sup>」と述べ、特定の一強国による世界支配の試みを「ユトピア的世界統一主義の空想<sup>(20)</sup>」と一蹴していた北は、ここではその「空想」こそが現実的であるという「変説」をあえてしたのであった。むろん、北が「最強ナル国家」に日本を擬していたことは、あえて強調するまでもなからう。強国化の可能性を指摘していた中国に対して、みずからの理想とする革命と乖離していくという現状をふまえ、「支那印度七億ノ同胞ハ実ニ我方扶導擁護ヲ外ニシテ自立ノ途ナシ<sup>(21)</sup>」とためらいなく言い切ることになるのであった。

以上述べてきたことから類推すれば、「世界革命」の中身についてもその変容はおよそ想像がつく。北は『外史』の序文で「経文に大地震裂して地湧の菩薩の出現することを云ふ。大地震裂とは過ぐる世界大戦の如き、来りつつある世界革命の如き是れである<sup>(22)</sup>」と「世界革命」への期待感を語り、一九一九年六月二十八日付の満川亀太郎宛の書簡のなかではウイルソンの国際連盟の試みを批判して「由来国際連盟とはわれわれ社会革命的思想家が各其の国を支配

したる将来の問題である」と述べ、やはり「世界革命」の理想を語っているように見える。だが、その満川と大川周明が設立し、そしてこの両者の誘いを受けて北も加わることになる猶存社の機関誌『雄叫び』創刊号（一九二〇年七月）に掲載された「創刊の辞（猶存社宣言）」（筆者は満川・大川の連名）にあらわれた次の言葉からは、「世界革命」が明らかに中国革命参加当時のそれと異なっていることがわかる。いわく、「日本国家は吾々の世界革命的理想を成さしむる絶対者である」。「絶対者」——まさに日本は「天」の意志を奉じて世界に号令する「天子」の如き存在として位置づけられたのであった。

もつとも、「世界革命」を語るうえで問題となるのは、一九一七年のロシア革命である。世界ではじめて現実に社会主義国家が誕生したという事実は、日本ないし中国における「純正社会主義」を実現することによって「世界革命」の口火を切ろうと考えていた北にいかなる影響をあたえたのだろうか。北はレーニンを評して「幾多ノ謬妄ヲ包有スル」としつつも「社会主義者ノ尊敬スベキ同志」と呼び、さらに一九二一年に執筆した『外史』の序文では議会革命の否定という「不肖の革命哲学は支那の立証を待たずして先づ露西亜の不動尊共に裏書人を得た」などとしており、けつしてロシア革命そのものを否定してはいないことがわかる。その意味では、ロシアの社会主義革命もまた北の望む「世界革命」実現の第一歩とみなしていたと言つても差し支えはあるまい。しかし北は革命自体の評価とは別に、あくまでロシアを仮想敵国とみなす考えを捨てなかつた。「露西亜ノ脅威ガツアールノ亡ビタルヲ以テ去レリト考フル如キハ齒牙ニ足ラザル浅慮」であり、「広漠不毛ノ西比利亜ヲ独占シテ他ノ利己ヲ無視セントスルナラバレニ政府現在ノ状態亦正義ニ非ズ」として、あくまでロシアは「国際的ヨリ見テ……大地主」である以上、「国際的無

産者」である日本および中国にとってロシアとの戦いは不可避だと断じたのである。すなわち北は、この時点で社会主義国家の実現が平和共存をもたらす第一歩となるという信念を完全に放棄したといえるだろう。たしかに北は『国体論』でも、各国で社会主義が実現した直後の段階では国家競争が消滅することはないと語ってはいたが、しかしその国家間の対立は「世界連邦」という場のなかで平和的に解決できると信じていた。だが、現代が「国際的戦国時代」であると認識した北は、いかなる相手であろうと、国家間の対立は武力——「剣ノ福音」によってのみ解決可能なのだというニヒリスティックな心境に達していたのであった。

### 終章 「変説」の意味するもの

以上、『外史』における北の「変説」が具体的にいかなるものであり、それが「改造法案」にいたってその対外論にどのようなかたちであらわれていったかについて考察した。中国革命という「革命体験の中で目撃した、人間の恐るべき実相」<sup>(11)</sup>に直面した北は、人間の道徳的進化に信頼を置いてきたそれまでの革命観に疑念を持つようになった。そして第三革命の勃発と、偶然ともいえる法華経との出会いは、人間の「実相」を掌握し、それを動かすことが革命への道であるという「悟り」を北にもたらしたのである。合理的かつ科学的な理論と信じられていた進化論から、非合理的かつ超人的な法華経への傾斜——まさにこのような激変こそ、序章で紹介したような吉野作造の戸惑いを引き起こした原因であった。「何が人民一般の利福なるかは人民彼自身が最もよくこれを判断し得る」<sup>(12)</sup>として、あくまで個々人の合理的判断に基づいて形成される輿論を重視した吉野にとって、「天」やら「如来」やら「釈尊」やらと

いった宗教的用語が必要以上に前面に押し出されている『外史』の後半部は、まさに現実から遊離した「創作した講談」にすぎないものに映ったのも当然であつたろう。そしてまた一方で北も「書中、革命過程に於ける議会の法理的不合理と事実的有害とを論及し……終身大總統制を革命の支那に見んことを提示した。是れ……皮相的デモクラシーの徒の愕き否んだ所の者であつた」と述べ、『外史』後半部を忌避した吉野に対して痛烈な皮肉を浴びせかけている。さらに第一次大戦後になると、現状を「國際的戦国時代」とみなして武力による海外膨張を呼びかけた北に対し、「世界の犬勢」と称して國際連盟の設立などを歓迎する吉野との違いは、よりいっそうきわだつていくことになつたのである。

だが、北の「変説」を非合理的かつ非現実的な主張を生み出したとして簡単に断じてしまうことは、なぜそのような言説が少なからぬ人々の共鳴を受けたか、という問題を軽視することになるのではないかと感じられる。むしろ、「変説」後の対外論に関して、「合理的」と呼ぶには抵抗感がある内容であつたことについては、疑いをさしはさむ余地はない。しかし、その「非合理的」な側面こそが、少なからぬ人々をひきつけたことも、また事実であつた。たとえば北の同志であり、かつ終生のライバルともいえる大川周明は、北の文章を評して次のように述べている。

「真剣に書かれた北君の文章は、まさしく破格の文章である。北君の文章は同時に思惟であり、感興であり、また行動でもある。……言ひ換えれば北君の魂の全面的発動である。……北君が真剣に語る時、北君の魂そのものが澁瀬として北君の舌頭から迸り出る。それ故に之を聴く相手は、魂の全部を挙げて共鳴するのである。かやうにして北君に共鳴した者は、ほとんど宗教的意味での『信者』となる」<sup>(10)</sup>。

さらに大川は続けて次のように語る。

「尤も……北君の生命と相触れても、一向火花を發せぬ人々もある。其等の人々のうちには、北君の言論文章は難解だという者もある。併し難解とか不可解とかいふことは、人間の理性の対象となるべき事柄についての取沙汰である。然るに北君の言論文章は、禪家の公案と同じく、精神全体で感受又は観得せらるべきものである。それ故に北君の言語文章から、その理論的一面を抽象して、之を理性の俎上にのせ、論旨が矛盾しているの、論理上の飛躍があるの無いのと騒いで見たところで結局無用の閑葛藤である」<sup>(16)</sup>。

まさに北の文章は合理的な発想では理解できないような人間の心情に訴えかけ、それをひきつけるものであった。もちろん、大川も指摘しているように、それはすべての人間に通用するものではない。しかし、すでに中国革命において少数者による革命独裁の有効性を感じ取っていた北にとって、日本の変革においても獲得すべき主体はあくまで少数者に限られていた。

「数十人の国柱的同志あらば天下の事大抵は成る」<sup>(17)</sup>。

「不肖は此書（『外史』）が極めて限られた範囲の配布なりしに係らず、これに依りて満川亀太郎君を得た。大川周明君を得た……若し此書にして更に幾十人かの大川公満川伯を得ば、日本の事、大亜細亜の事、手に唾して成すべしである」<sup>(18)</sup>。

そしてこのような少数の実行者への期待感が、『改造法案』におけるクーデターの主張へとつながっていったことは明らかであろう。無数の大衆の進化を待つよりも、少数の人間の心情をつかみとることこそ革命の近道である――

まさにこのような判断のもと、彼は非合理的な言説へと傾斜していったとも考えられる。そして、このような考えも北においては一種のリアリズムとして受け止められるのではないだろうか。それゆえに、現実を目をつぶってみずからの描いたユートピアの実現を夢想する「ロマン的革命家」として北を定義するのは、たしかに一面の真実を言い当てるにはいるものの、北のリアリティクナ側面を見落としてしまう危険性があるのではないかと感じられる。『改造法案』を書き上げたのちの北が、一方ではひたすら法華経信仰に埋没しつつ、他方では「日本の外交官が起案したのではないかと疑うばかりに、平穩極まる国策」<sup>(18)</sup>という見解を受けるほどに「合理的」な建白書を提示するという二面性——このような北の内面における「合理性」と「非合理性」のからみあいを示していることこそが、北をして「魔王」（大川周明）たらしめ、少なからぬ人々を魅了してやまなかった最大の要因であった。その源流が、まさに『外史』における「変説」の時点に存在することを指摘しつつ、この拙稿を閉じることにはしたい。

(1) 「紀十二月二日本報紀元節慶祝大会事及演説辞」、『民報』第十号（一九〇六年十二月）所収、二二頁。なお、本記事は『民報』影印版（北京・科学出版社、一九五七年）に拠った。

(2) 宮崎「発刊の辞」、『宮崎滔天全集』第二卷（平凡社、一九七一年）所収、五九六頁。

(3) たとえば北は次のように述べている。「国家の手によりて土地と資本との公有を図る……生産と分配との平均、即ち経済的不公平を打破することが是れ吾人の社会主義なり」。「咄、非開戦を云ふ者」（一九〇三年十月〜十一月）、『北一輝著作集』（以下「著作集」）第三卷（第三版、みすず書房、一九八四年）所収、九〇頁。以下、『北一輝著作集』は「著作集」と略記する。ちなみに北は『国体論』において、みすずからの「社会主義」を「純正社会主義」「社会民主主義」「科学的社会主义」など、さまざまに表現で言いあらわしている。

(4) 『国体論』、『著作集』第一巻（みすず書房、一九五九年）所収、五五頁。ただしそれに続けて北は、矢野龍溪の『新社会』を取り上げつつ「其の微温的なるにせよ一国内に於ける社会主義の或る程度までの実現が必ずしも不能にあらず」と一定の評価を与えており、過渡期における「一国社会主義」の意義についてはそれなりに認めていることがわかる。同頁。

(5) 同右、二四〇頁。

(6) 同右、一一二頁。

(7) 同右、一一一頁。

(8) 同右、緒言・三頁。

(9) 同右、九七頁。

(10) 同右、一〇九―一一〇頁。

(11) 同右、一一二頁。また、日露開戦論においては「吾人は不幸にして帝国主義の罪悪の時代に生まる。而して帝国主義の第一要件は領土の拡大にあり。戦争は止むべからざるに非らずや」と語り、「国際的無産者」である日本の対外膨張を正当化している。「日本国の将来と日露開戦（再び）」（一九〇三年九月）、『著作集』第三巻所収、七八頁。なお、日露開戦論における「国際的無産者」論については、拙稿「北一輝における『アジア主義』の源流——初期論説を中心に——」、『同志社法学』二七九号（二〇〇一年九月）所収、八二―八四頁を参照のこと。

(12) 『国体論』四三四頁。

(13) 同右、一一三頁。

(14) 同右、三八八頁。

(15) 同右、四三五頁。

(16) 『国体論』および日露開戦論における北の「アジア主義」的な主張については、前掲拙稿を参照のこと。

(17) 『国体論』三九四頁。

(18) 北は日露開戦論のなかで「欧州大陸に於ける社会主義者は皆帝国主義に反対す。是れ大いに理あり。何となれば、欧州に於け

る諸国は必ず今世紀間に於て合衆国や独乙帝国の如き聯邦国として合夥すべき者、各自の帝国主義は此大勢を阻みて今日の不幸なる国家的競争の渦中に停滞せしむる者なればなり」と述べており、すでにこの時点で帝国主義を超克する理論として国家間の連合を考えていたことがわかる。「咄、非開戦を云ふ者」九三頁。ただしこの論説の主眼は、独立を維持するために実行される日本の帝国主義の正当性を強調することに置かれているため、北は日本がこのような流れに乗る必要はないとしている。「(西洋の社会主義者が)万国平和といふも決して人類平和といふの意味に非る……彼等の所謂万国平和なる声は、『欧洲聯邦』『英米連合』『白人統一』等の近き実世界を理想してのことなり。日本国に於ける社会主義者が乃ち為ねて事新らしく戦争の害毒を嘯々し、正当防衛の袂を捉ふるとは何たる没眼鏡ぞ」。同、九七頁。引用文中の括弧内は筆者注、以下注記なき限り同じ。

(19) 『伊達狂堂宛』書簡(一九〇六年五月三日付)、『著作集』第三卷所収、四九五頁。

(20) 『国体論』における北独自の明治憲法解釈については、久野収「日本の超国家主義——昭和維新の思想」、久野・鶴見俊輔『現代日本の思想』(岩波書店、一九五六年)所収、を参照のこと。

(21) 『国体論』三八八頁。

(22) 北は当時の社会主義勢力について「今の処社会党はホンの卵子にて、到底権力者と戦闘するには堪へず候」と評しており、彼らとともに直接行動を断行するのは無意味であると感じていた。「本間一松宛」書簡(一九〇六年六月)、『著作集』第三卷所収、四九六頁。

(23) 「二・二六事件調書 憲兵隊調書 第七回聴取書」(一九三六年四月十七日)、『著作集』第三卷所収、四四四頁。

(24) 『外史』、『著作集』第二卷(みすず書房、一九五九年)所収、一―二頁。

(25) 『外史』前半部は第一章から第八章まで(『著作集』第二卷、一―七五頁)、後半部分は第九章から第二十章まで(同、七六―二〇四頁)を指す。また、一九二二年の公刊の際には北が執筆した「序」が付されているが、二十章(同、二〇一―二〇四頁)は掲載されていない。これは一九三二年に別の出版社から公刊された際も同様である。

(26) 吉野『対支問題』(一九三〇年)、『吉野作造選集』第七卷(岩波書店、一九九五年)所収、三六〇頁。吉野が中国革命についての研究を進めるうえで『外史』の前半部から大きな影響を受けたことについては、狭間直樹「吉野作造と中国」(『吉野作造選

集』第七卷解説)を参照のこと。

- (27) 吉野「自己のために弁ず(二)」、『新人』十九卷二号(一九一八年二月)所収、五一〜五二頁。
- (28) 『佐渡新聞』一九一七年七月二十八日付。この吉野の文章は『著作集』第三卷に所収されている。五五四頁。
- (29) 矢次一夫に対する吉野の談話。矢次『昭和人物秘録』(新紀元社、一九五四年)一四六頁。
- (30) 『外史』二四頁。
- (31) 同右、三〇頁。
- (32) 『国体論』五七頁。
- (33) 同右、二二七頁。
- (34) 宋「論近日政府之倒行逆施」(一九一一年六月)、陳旭麓主編『宋教仁集』上冊(北京・中華書局、一九八一年)所収、二二〇〜二二二頁。なお、『外史』において、辛亥革命直前の「支那の憂は北境よりする日露の武力的分割と、英米独仏が清室と結託してする経済的分割の二あるのみにして他無し」と述べ、宋の主張を敷衍している。『外史』三二頁。
- (35) 宋「漢族侵略史・叙例」(一九〇五年二月)、『宋教仁集』上冊所収、六頁。かような漢民族主義の発想は宋のみならず他の革命家にも共通して見られるものであり、彼らが漢民族以外に対する優越感を少なからず伴っていたことは認識しておくべきであろう。これについては坂元ひろ子「中国民族主義の神話—進化論・人種観・博覧会事件—」、「思想」八四九号(一九九五年三月)所収、及び斎藤道彦「中国近代と大中華主義」、中央大学人文科学研究所編『民国前期中国と東アジアの変動』(中央大学出版部、一九九九年)所収、などを参照のこと。
- (36) ちなみに北は『外史』において、中国革命の原動力とみなした国家主義を「国家民族主義」と呼んでいるが、これは中国の革命家の多くが漢民族の出身であり、彼らの主張に支配民族である満州族に対する民族感情が強く見られることを意識したものと思われる。
- (37) この間の経過については、松本英紀「宋教仁と『問島』問題」、同『宋教仁の研究』(晃洋書房、二〇〇一年)所収、を参照。
- (38) 宋「葡国改革之大成功」(一九二一年九月二五日)、『宋教仁集』上冊所収、三二七〜三二八頁。

- (39) 「南京下江の船中にて漢陽軍司令部を訪ふの状を報ずるの書」(北輝次郎發清藤幸七郎宛書簡、一九二一年十一月十四日)、『著作集』第三卷所収、一六八頁。
- (40) 同右。
- (41) 「武昌都督府にて宋教仁と会見の状を報ずるの書」(北輝次郎發内田良平宛書簡、一九二一年十一月十三日)、同上、一六六頁。北は中国革命に関与していく過程で、同じく中国革命を支援していた内田の庇護を受け、黒龍会の『時事月函』の編集を担当していた。黒龍会編『東亜先覚志士紀伝』中卷(原書房、一九七四年)四三八頁を参照。
- (42) 『外史』一〇頁。
- (43) 「同盟会の内紛」とそれをめぐる北の行動については、浅川道夫「北一輝における中国革命観への一考察」、『国際関係学部研究年報』(日本大学)一二号(一九九一年二月)所収、二二～二四頁を参照。
- (44) 宋「我之歴史」(一九〇七年二月二十八日)、『宋教仁集』下冊(中華書局、一九八一年)所収、七一八頁。邦訳は松本英紀訳注『宋教仁の日記』(同朋舎出版、一九八九年)三四七頁。なお訳語は適宜改めてある。
- (45) 一九二一年十二月の「各省都督府代表連合会」における決議。鄒魯『中国国民党史稿』(台北・台湾商務印書館、一九六五年)九四一頁。
- (46) 『外史』五五頁。
- (47) 「北輝次郎發内田良平宛」電文(一九二一年十二月三〇日)、『著作集』第三卷所収、六七一頁(なお原文にある単語間の空白は適宜省略)。
- (48) 「南北和議」の要因について各種の意見を整理したものとして、池田誠「臨時總統の《讓位》における孫文の立場」、同『孫文と中国革命』(法律文化社、一九八三年)がある。
- (49) 前掲『東亜先覚志士紀伝』中卷、四四六頁。
- (50) 同右、四四七頁。
- (51) 趙軍『辛亥革命与大陸浪人』(北京・中国大百科全书出版社、一九九一年)二四二頁。

(52) 『外史』七四頁。

(53) 同右、八頁。

(54) 同右、一〇五頁。

(55) 北は南北和議に反対して上海で独自に北伐部隊を組織していた譚人鳳に協力し、日本の商社今野洋行との三十万の借款契約を仲介している。黄自進『北一輝の革命情結』（台北・中央研究院近代史研究所、二〇〇一年）一八四〜一八五頁を参照。譚と北の交友は深く、のちに北は両親を失い孤児となった譚の孫をみずからの養子として育てている。

(56) 『北輝次郎発内田良平宛』電文（一九一一年三月十二日）、『著作集』第三巻所収、六八〇頁。

(57) 『外史』二二頁。

(58) 同右、四四頁。なお宋は一九一三年一月に出身地の長沙で恩師黄彝寿と再会した際、「革命はどうかね」と問われて「不徹底です」と一言のもとに答えたという。陳懋濤「記宋教仁」、遲雲飛『宋教仁与中国民主憲政』（長沙・湖南師範大学出版社、一九九七年）二二二頁より重引。

(59) 宋「日本内閣更迭感言」（一九一一年九月）、『宋教仁集』上冊所収、三〇五〜三〇七頁。

(60) 孫文が革命後の中国統治策として提唱した理論。武力革命成功後に革命政權（軍政府）による軍事独裁を施行する「軍法の治」、臨時憲法を制定して地方に自治権を付与し、国民の政治経験を陶冶する「約法の治」を経たのち、民選議會を開き正式憲法を制定する「憲法の治」へと至るといふ三つの段階を設定するものであった。これに対して宋は孫に不満を持つ革命家を糾合して一九一一年七月に結成した「中国同盟会中部總會」（以下「中部同盟会」）の「章程」において、「清政府を転覆し、民主的立憲政体を建設することを主義とする」と早期の「憲政」の実現を目標に掲げることにより、孫とは別の道筋を模索することになる。『宋教仁集』上冊所収、二七七頁。

(61) 横山宏章『中華民国史』（三二書房、一九九六年）二七頁参照。また辛亥革命直後に宋が起草した「中華民国鄂州約法及官制草案」（一九一一年十月〜十一月）には「議會は人民によって人民の中から議員を選挙してこれを組織する」（四〇条）という条項があり、宋が袁との妥協以前から民選議院の理念を信奉していたことがわかる。『宋教仁集』上冊所収、三三三頁。さらにのちに

は「国会で多数を占める政党が完全な政党内閣を組織することによって、責任内閣の実を挙げることができる」と議院内閣制の採用を唱えている。「代革国民党之大政見」(一九一三年三月ごろ)、『宋教仁集』下冊所収、四九〇頁。

- (62) なお、臨時約法の全文は、羅家倫主編『革命文獻』第一輯(再版、台北・中央文物供應社、一九五八年)所収、三四〜四〇頁。  
(63) 宋が明治憲法の翻訳をしていたことについては、前掲『我之歴史』五六二〜五六三頁(邦訳は一一五頁)を参照。また、北は臨時約法の内容をめくり、同盟会の実力者の一人であった張継が「宋君の如くんば日本憲法の翻訳なり民国と帝國と何の差ぞ」として宋と激しく口論したことに触れている。『外史』六三頁。ただし臨時大總統に対する弾劾の規定が設けられているように、天皇と臨時大總統の位置づけについては、異なる部分も散見される。

(64) 横山、前掲書、三四頁。

(65) 宋「国民党鄂交通部歡迎会演説辭」(一九一三年二月一日)、『宋教仁集』下冊所収、四五六頁。

(66) 前掲「代革国民党之大政見」、四九五頁。

(67) 田中比呂志「宋教仁の『革命』論」、『歴史学研究』六〇九号(一九九〇年八月)所収、一六頁。

(68) 宋「国民党湘支部歡迎会演説辭」(一九一三年一月八日)、『宋教仁集』下冊所収、四四七頁。

(69) 国民党については、久保田文次「辛亥革命と孫文・宋教仁―中国革命同盟会の解体過程」、『歴史学研究』四〇八号(一九七四年五月)所収、録屋一「中国における議院内閣制論に関する一考察―一九一二年の国民党の結成とその論理」、『歴史人類』第二号(一九九四年三月)所収、などを参照のこと。

(70) 国民党は衆議院で定数五九六名中二六九名、参議院で二七四名中一二三名を占めていずれも第一党となった。李守孔『民初之国会』(台北・中国學術著作奨励委員会、一九六四年)八四頁。この数字には二重党籍者(「跨党者」)は含まれていないので、実際には国民党籍の議員が過半数を占めたと思われる。またこの選挙は財産や学歴などによって選挙権が制限されていた。詳細は狭間直樹「中華民國第一回国会選挙における国民党の勝利について」、『東方学報』第五二冊(一九八〇年三月)所収、を参照のこと。

(71) 南北和議後、北京で成立した唐紹儀内閣への入閣を打診された宋が政権内部から袁の権力を牽制するためにこれを受諾したの

に対し、北は頑強に反対して宋と激論を交わしている。『外史』一〇五～一〇六頁参照。

- (72) 「退清命令処分ニ関スル件」(在上海総領事有吉明発牧野伸顕外相宛、一九二二年四月八日)、外務省外交史料館蔵「本邦人在留禁止関係雑件」所収。

- (73) 『外史』五八頁。なお、宮本盛太郎が指摘するように、中華民国成立直後から『外史』執筆時点に至るまで、「中華民国憲法」という法律は存在しない。北が述べるような責任内閣制などの内容を持つ「憲法」に近い法規は、臨時約法以外には見当たらない。宮本「北一輝研究」(有斐閣、一九七五年)一六三～一六四頁参照。また、『外史』第二章には「革命の支那が与えられたる『中華民国臨時憲法』なる者は中央集権的統一を根本義とする者」云々という記述があるが、ここでいう「中華民国臨時憲法」も臨時約法を指すものとおもわれる。『外史』九頁。

- (74) 宮本、前掲『北一輝研究』一四八頁。

- (75) 『外史』六八頁。

- (76) 宋「国民党滬交通部歡迎会演説辞」(一九一三年二月十九日)、『宋教仁集』下冊所収、四六〇頁。

- (77) 『国体論』三八八頁。

- (78) 『外史』二二頁。

- (79) 同右。

- (80) 宋の遺言の一節。「漁父先生被害后十日記」、徐血兒等編『宋教仁血案』(長沙・岳麓書社、一九八六年)所収、二七頁。ちなみに北は宋の遺言を以下のように記している。「南北統一は余の素志なり。諸友必ず小故を以て相争ひ国家を誤ること勿れ。『外史』一三九頁。

- (81) 北は「第二革命の勃発を時機に非ずとして当時極力隣邦諸友に警告せし不肖は其の失敗に憫憐を感じたるのみ」と述べている。『外史』一二九頁。

- (82) 『外史』五八頁。

- (83) 『国体論』二四〇頁。

- (84) 『外史』六二頁。
- (85) 『国体論』一三九頁。
- (86) 『外史』一五八頁。
- (87) 同右、一五九頁。
- (88) 同右。
- (89) 同右、一六〇頁。
- (90) 同右、一五四頁。
- (91) 同右、一五九頁。
- (92) 同右、九八頁。
- (93) 同右、一六〇頁。
- (94) 同右、一六三頁。
- (95) 同右、一八七頁。
- (96) 前掲「代草国民党之大政見」、四九五～四九六頁。
- (97) 「上海占領行動に関する情報」(北輝次郎発清藤幸七郎宛書簡、一九二一年十一月五日)、『著作集』第三卷、一五九頁。日本の「国家主義」の思想が中国革命に大きな影響をあたえたということは『外史』でも引き続き語られている。「日本の興国的思想は遺憾なく彼等(中国人革命家)の東洋魂を発揮せしめ、彼等は其覚醒によりて日本の興国学を直ちに革命哲学として受取りたりき。『外史』一六頁。
- (98) 「上海占領行動に関する情報」一五九頁。
- (99) 「北輝次郎発内田良平宛」書簡(一九二一年十一月八日付)、『著作集』第三卷所収、一六二頁。
- (100) 「北輝次郎発内田良平宛」電文(一九二一年十二月十五日付)、同上、六六九頁。
- (101) 「北輝次郎発内田良平宛」電文(一九二二年一月二五日付)、同上、六七二頁。

(102) 『外史』二二頁。

(103) 同右、一八三頁。傍点は原文。

(104) 同右、一七九頁。北は特にイギリスに対する反感をあらわにしており、日本の「英国に附随せる奴隸的外交」のゆえに中国革命が頓挫をきたしていると厳しく糾弾している。同、八九頁。

(105) 同右、一八二頁。

(106) 『国体論』一九三頁。

(107) 『外史』二〇一頁。

(108) 同右、一八三頁。

(109) 同右、一七八頁。

(110) 北の危機感は以下の言葉にもあらわれている。「独逸の敗戦は直ちに日本の勢力失墜となりて英は同盟を要せずとすべく、露は放胆なる再戦を求むべし……日本の亡国は支那を分割し終はる数年後に来らん……独逸六分の勝ちに終らば仏領印度は必ずカイゼルの足場となるべく英独妥協の東亜殺到は鏡に掛けて見る如し」。『外史』二〇二頁、下線部は原文、以下同じ。

(111) 『外史』後半部における北の孫文批判は、前半部よりもさらに過激になっている。第二革命失敗後、亡命先の日本で「中華革命党」を組織し、みずからの指導性を徹底しようとした孫を「恬として恥なき驕兒」と痛罵し（『外史』一三〇頁）、さらに宋教仁の暗殺についても、宋が革命勢力内部で声望が高まるのをおそれた孫が袁世凱と手を組み、かつての中部同盟会の幹部・陳其美を抱き込んで暗殺を実行したと主張している（同、二三八～一四〇頁）。これは前半部で「支那独特の陰謀の如きは聊かも無」と孫の人格を評したこと（同、五九頁）とは明らかに矛盾する。ちなみに宋の暗殺については、すでに多くの証拠から袁とその側近趙秉鈞の計略のもと行われたことが証明されている。なお、北の孫文批判については、久保田文次「支那革命外史」の実証的批判、松沢哲成編『人と思想 北一輝』（三一書房、一九七七年）所収、を参照。

(112) 『外史』一六六頁。

(113) 有馬学「北一輝と中国」、『歴史公論』第五巻第四号（一九七六年四月）所収、六六頁。

(114) 『外史』一五二頁。

(115) なお、溝口雄三氏によれば、中国における「天」は単に超越などという言葉だけでは形容できないものであるとされるが、『外史』で北が頻繁に言及している「天」は、あくまで西洋の「神」とほぼ同義の超越的存在として位置づけられたものと考えられる。

なお、中国の「天」の概念については、溝口「中国の『天』上・下、『文学』五五卷十二号（一九八七年十二月）および五六卷二号（一九八八年二月）所収を参照のこと。

(116) 『外史』一五七頁。

(117) 『国体論』二〇五頁。

(118) 『外史』序・一頁。

(119) 「護国軍」の発布した概文には、挙兵の目的のひとつとして「連邦制度・省長民選を採用し、活発かつ有為な地方政府を組織して……国の基礎を保つ」ことがあげられている。「護国軍政府檄告袁逆罪状文」、羅家倫主編『革命文獻』第六輯（中央文物供應社、一九五四年）七六頁。しかし護国軍の指導者がすべて連邦制の採用を唱えていたわけではない。たとえば前雲南都督として挙兵に大きな役割を果たした蔡鍔は、辛亥革命の際に「連邦制度はわが国にとって甚だ良いとは言えない。やはり完全な統一国家の建設を主張しなければならない」と中央集権制の実施を強く訴えていた。「致黎元洪及各省都督電」（一九一一年十一月十五日）、毛注青ほか編『蔡鍔集』（長沙・湖南人民出版社、一九八三年）所収、九二頁。

(120) 『外史』一六七頁。

(121) 第三革命勃発時点ではまだ北の中国在留禁止命令の期限は切れていなかったが、一九一四年九月に妻鈴子とともにひそかに北京に潜入していたところを拘束され、内地へと送還されていることを考えれば、北が在留禁止命令をばかかって第三革命に参加しなかったわけではないことがわかる。「在留禁止処分違反者北輝次郎処罰報告の件」（松平恒雄天津総領事発加藤高明外相宛、一九一四年十月三日付）、外務省外交史料館蔵「過激派其他危険主義者取締関係雑件 本邦人之部ノ六」所収。ちなみにこの中国行きの目的は「支那革命ノ理想及政策」という著述の材料収集のためであったと記録されているが、これはのちの『外史』の原案ではないかと思われる。

(122) 北は『外史』後半部で、第二革命直後に日本に亡命した范鴻仙（光啓）との会話のなかで「支那の急は旧組織を破壊し終りたる後、自由的覚醒を代表する少数革命家の専制的統一に在り」と述べた北の言葉に范が大いに共感したと回想している（一五三頁）が、これが事実だとすると、『外史』執筆以前に北がすでに革命独裁へと傾斜しつつあったことがうかがえる。ただし、范との会話のあとに書かれたはずの『外史』の前半部ではまだ革命独裁を唱えるに至っていないのは前述したとおりである。ちなみに范はこののち北と対立する孫文の中華革命党に加入し、一九一四年に上海で袁世凱の刺客によって暗殺される。

(123) 前掲「二・二六事件調書 憲兵隊調書 第七回聴取書」四四四頁。

(124) 北の弟吟吉によれば、北はこの時期に永福寅造という法華経の行者と出会い、「法華経を読む技術を習った」という。「兄北一輝を語る」、宮本盛太郎編『北一輝の人間像』（有斐閣、一九七六年）所収、二四九頁。

(125) 『法華経』勸持品第十三、坂本幸男・岩本裕訳注『法華経（中）』（改版、岩波文庫、一九七六年）一三六頁。なお、北は『外史』の末尾にこの章句を引用している。『外史』二〇五頁。

(126) 『外史』序・三〜四頁。

(127) この改名について、ある研究者は以下のような解釈を行っている。「『一輝』というのは、『唯一の光輝』というような意味をあらわす字を、中国風に音よみしたものである。徹頭徹尾中国問題にとりくむという処世態度にふさわしく、新しい名前は真正銘中国流で、姓は一字（北）名は二字（一輝）という典型的な中国名であった」。G・M・ウイルソン著（岡本幸治訳）『北一輝と日本の近代』（勁草書房、一九七一年）五八頁。括弧内は原文。

(128) 『外史』一三五頁。

(129) 同右、序・六頁。

(130) 同右、一〇五頁。

(131) 同右、一八四頁。

(132) 『国体論』二〇三頁。

(133) もっとも、「個人主義は実に革命思想の源泉」（『国体論』九頁）や「社会主義は社会の中に個人を溶解する者に非ず」（同、八

八頁) などという表現があるように、単純に北が「個人主義」を否定し、個人よりも社会を上位に置いていたと即断することはできない。だが、個人の意志が自然に、全体の意志と調和するようになるという樂觀的な発想の裏には、「社会進化の途上相互扶助の道徳なき無数の個人を劣敗者として淘汰しつゝ、ある」(同、一四四頁) というように、全体の意志に合致しない個人を「劣敗者」として切り捨ててしまふような側面をあわせもつことは否定できない。

(134) 『外史』四三頁。北がこのような発言をおこなった背景には、辛亥革命の口火を切った武昌の反乱軍が指導者不在の状況を補うために革命勢力とは無関係だった清軍の旅团长・黎元洪を湖北省都督に擁立したという事実があった。北にいわせれば黎もまた「亡国階級」のひとりであり、あくまで「革命党が常に準備規定せし所に従ひて一省の首長として権力の主体が黨員自身たるべき事」(同頁) が望ましいあり方であると考えていたのである。ゆえに、引用文中にある「新精神の体现者」とは、特定のカリスティック的指導者を意味するものではなく、「亡国階級」と区別される革命黨員を指すものと考えるのが自然である。

(135) 『外史』一六一頁。

(136) 宮本、前掲『北一輝研究』一三八頁。

(137) もっとも、北はあくまで進化論という「科学」そのものの正しさについては否定していない。たとえば『外史』の後半部においても、「進化律の波は白人の居住する地域と黄人の生息する地域とをダーダネス海峡によりて堰き止めらるゝものに非ず」などと進化論の普遍的妥当性を引き続き強調している。『外史』一四六頁。すなわち北は革命理論の基盤としての進化論の意義について懐疑的になつたにとどまるのである。

(138) 宮本、前掲『北一輝研究』一四九頁。

(139) 松本健一「唯一者とその浪漫的革命」、同『北一輝論』(講談社学術文庫版、一九九六年) 所収、五六頁。

(140) 北の弟吟吉は、北が幼少の頃からしばしば「妙な夢」や「何物かの幻覚」を見ていたことをあげ、その当時から北が「靈感的人格」の萌芽を有していたことを指摘している。前掲「兄北一輝を語る」二四八～二四九頁。

(141) 『外史』二一〇頁。

(142) 満川の回想より。矢次一夫『昭和人物秘録』(新紀元社、一九五四年) 一四〇頁より重引。なお原文は一九二三年三月の雑誌

『新社会』に所収。

- (143) 野村乙二朗「大アジア主義の類型―北一輝の対英・米認識を中心として」、『国際政治』七一号(一九八二年八月)所収、一八頁。

- (144) 前掲「二・二六事件調書 憲兵隊調書 第七回聴取書」四四四頁。

- (145) 『外史』一三五頁。

- (146) たとえば孫は以下のように語っている。「イギリス、ロシアの友好親睦が成就する時こそ、中国がまぎれもなくインド同様の犠牲に祭りあげられる秋なのである」。「中国の存亡問題」(河田悌一・武田秀夫訳)、伊地智善継・山口一郎監修『孫文選集』第三巻(社会思想社、一九八九年)所収、一八二頁。また日米独についての言及は次の通り。「中国が今日、友好国を求めようとするならば、アメリカ、日本しかないのである」(同、二〇七頁)。「じつのところドイツは、中国を侵略することがもつとも少なく、野心がもつとも小さいといえよう」(同、一一〇頁)。

- (147) 前掲「中国の存亡問題」二〇二頁。

- (148) 長田実「北一輝を語る」、田中惣五郎『北一輝』(増補版、三一書房、一九七一年)より重引、一八六頁。

- (149) 竹山護夫「北一輝と生存空間の転換」、宮本前掲『北一輝の人間像』所収、一六九頁。

- (150) 『国体論』一一二頁。

- (151) 『外史』二〇四頁。

- (152) 同右、二〇二頁。

- (153) 同右、二〇二頁。

- (154) 『改造法案』、『著作集』第二巻所収、二二〇頁。

- (155) 同右、二八〇頁。

- (156) もつとも、『改造法案』における日本国家は、「国家改造」、つまり国内体制の変革が終結した後の日本を指すものであり、『外史』のように現在の体制をそのままにしたかたちで「外交革命」を実践するものとは異なる。

- (157) 『改造法案』二八〇～二八一頁。
- (158) 前川亨『支那革命外史』からみた中国革命と日本ファシズム——アジア民族主義革命の理念と現実』、『東洋文化研究所紀要』第一三二冊（一九九六年十一月）所収、二四六頁。傍点は原文。
- (159) 『国体論』一一二頁。
- (160) 同右、一一二頁。
- (161) 『改造法案』二二〇頁。
- (162) 『外史』序・八頁。
- (163) 『著作集』第二卷所収、二二三頁。この書簡は『外史』公刊の際に「ヴェルサイユ会議に対する最高判決」という小題のもとに末尾に収録されている。
- (164) 中谷武世『昭和動乱期の回想』上巻（泰流社、一九八九年）所収、七三頁。
- (165) 『改造法案』二二六頁。
- (166) 同右、二七三頁。
- (167) 『外史』序・八頁。
- (168) もっとも、北に限らず、大川や満川、あるいは中野正剛などといった国家主義者たちがロシア革命を高く評価していたことはよく知られているところである。たとえば満川は革命から二十年近く経った一九三五年の時点でも次のように語っている。「私はレーニンが革命の舞台に立つたときから、彼こそロシアを救ふ人物であるといふ気がしてなら（な）かつた」。満川『三国干渉以後』（復刻版、伝統と現代社、一九七七年）一六七～一六八頁。
- (169) 『改造法案』二二六二頁。傍線は原文、以下同じ。
- (170) 同右、二七三頁。
- (171) 橋川文三『昭和超国家主義の諸相』、同『近代日本政治思想の諸相』（新装版、未来社、一九九五年）所収、二二九頁。
- (172) 吉野『憲政の本義を説いて其の有終の美を済すの途を論ず』、岡義武編『吉野作造評論集』（岩波文庫、一九七五年）所収、六

二頁。

(173) 『外史』序・八頁。

(174) 大川周明「北一輝君を憶ふ」、橋川文三編『大川周明集（近代日本思想大系21）』（筑摩書房、一九七五年）所収、三六一―三六三頁。

(175) 同右、三六三頁。

(176) 「ヴェルサイユ会議に対する最高判決」二二三頁。

(177) 『外史』序・四頁。

(178) たとえば松本健一、前掲『北一輝論』など。

(179) 竹内好は「支那研究者の道」（一九四三年七月、『竹内好全集』第十四巻、筑摩書房、一九八一年、所収）で、「何でもいいから手許の支那研究書の一冊を開いてみるがいい、支那人が如何に劣等であるか、支那歴史が如何に罪惡の集積であるか、支那文化が如何に享樂主義的であるか、等々を論じた書物でないものが、その中に何冊あるだろう」（四七四頁）と述べるとともに、「例外的に秀れた日本人の著述」として『外史』をあげ、「太陽に向つて矢を番ふ者は日本其者と雖も天の許さざるところなり」という『外史』後半部の文言（『外史』二〇〇頁）を引用しつつ、「この書物こそ、私たち支那研究者の座右を離してはならぬ書物であると私は信ずる。それは日本人の血で書かれた、支那研究の鑑である」（四七八頁）と激賞している。「日本人の血」という表現からもわかるように、竹内の『外史』にたいする共感是非合理的な側面を含みこむものであるが、他方で合理的かつ客観的な視点で中国の後進性を論じてきたこれまでの中国研究が、日中戦争という現実の事態においてならそれを解決する処方箋を提示できていないことに対するアンチテーゼとして『外史』を受容したことを示すものである。いわゆる「非合理的」な内容を持つ書物がこのような受け取られ方をしたことについては、さらなる検討が必要なのではあるまいか。

(180) 田中惣五郎、前掲『北一輝』三〇五頁。